

第四次日の出町長期総合計画

平成22年度～平成31年度

みんなでつくろう 日の出町！

躍進

住んで良かった 日の出町！

安心

自立

平成22年6月

東京都西多摩郡日の出町

輝かしい未来に向けて

みんなでつくろう日の出町！

日の出町長 橋本 聖二



このたび、多くの町民の皆様のご推举をいただき、第5代日の出町長に就任いたしました 橋本 聖二 でございます。

私は、歴代の町長が築き上げてきた歴史と伝統に支えられた町づくり・人づくりを更に発展させ、「みんなでつくろう日の出町」を合言葉に、町民の皆様、町議会とともに、活気あふれる、心身ともに豊かな、輝かしい日の出町を創りあげる決意でございます。

平成22年は、経済の低迷から未だ抜け出せない状況と、政権交代による変革の中で明けましたが、日の出町にとっては、現在の困難を乗り越えるとともに、未来へ向かって大きく飛躍する分岐点となる重要な年と言えます。

かつて日の出町は、未曾有の危機にさらされた時期があります。それは昭和45年、都市計画法により市街化区域・市街化調整区域が定められた時に、町においてはベットタウンの造成が行われ、人口が急増して1万人を超えるました。人口の増加は、義務教育施設の不足と行政需要の増大を招き、一気に財政が窮迫する事態に至りました。

この危機を乗り越えるために町は、昭和55年4月、第一次基本計画を策定し、「ひので55(ゴーゴー)作戦」と名づけて計画的な町づくり・人づくりを進めるとともに、他方で、多摩都民365万人のごみを受け入れることにより、「スポーツと文化の森設置構想」の土地造成、義務教育施設の整備拡充と財政再建とを図り、この窮地を脱すことができました。

こうした経緯を辿りましたが、町はその後も、計画的にハード、ソフト両面から町民生活の充実を図る政策を実施した結果、今日では町民の最大のライフラインである公共下水道を完備したのをはじめ、道路や自治会館、

老人福祉センターなど、物を造るハード面についてはほぼ整備することができました。

また、ソフト面においても、安全・安心を確保する施策を推進するとともに、「日の出町発・少子化対策～次世代育成プログラム」による子育て支援や高齢者対策など福祉の増進と教育の充実に力を注ぎ、また、商工・農林業の振興を図るなど、大きな成果を挙げてまいりました。

これらの実績を踏まえて策定する第四次日の出町長期総合計画は、今後10年間の日の出町の安全で、安心な、安定した町づくり・人づくりの指針となるものであり、日本一の福祉の町づくりをはじめ、各種施策を計画的に推進する基幹となるものです。

この長期総合計画に基づき、町民の皆様、町議会とともに、この町に住んで良かったと言われる日の出町の創造にまい進してまいりますので、ご理解、ご協力とご支援をお願い申し上げます。

目 次

第1部 序 論	1
第1章 はじめに	2
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の性格と役割	3
3. 計画の構成と期間	4
第2章 日の出町の特性と課題	5
1. 明日に生かす特性・資源	5
2. 町民の願い	9
3. 時代を読む	15
4. 日の出町の発展課題	18
第2部 基本構想	21
第1章 日の出町の将来像	22
1. 将来像	22
2. 基本目標	23
3. 人口、世帯数等の将来見込み	26
第2章 土地利用の方針	29
1. 土地利用の基本方針	29
2. 土地利用の方向	30
第3章 基本施策の展開方向	33
1. 生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち ひので	33
2. 交流を基盤に若者もいきいき定住するまち ひので	34
3. 人と文化が輝く わたしのふるさと ひので	35

第3部 前期基本計画	37
第1章 戰略プロジェクトの設定	38
第2章 「躍進 ひので！ニュー5大作戦」の展開方策	39
1. ひので A（安全）・A（安心）大作戦の展開	39
2. 子育て支援策の充実と日本一お年寄りにやさしい町づくりの展開	40
3. 豊かで創造性に富んだ児童・生徒を育成するための、教育の充実による人づくり	41
4. 元気のある活気に満ちた商工観光業・農林業の振興	42
5. 総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設の設置推進	43
第1章 安心できる健康・福祉のまちづくり	44
1. 健康づくりの総合的推進	44
2. 地域福祉の充実	47
3. 子育て支援の充実	49
4. 高齢者支援の充実	51
5. 障害者支援の充実	53
6. 社会保障等の充実	55
第2章 快適で安全な生活環境づくり	57
1. 自然環境の保全と公園・緑地の整備	57
2. 生活環境の充実	60
3. 廃棄物処理とリサイクルの推進	62
4. 消防・防災の充実	65
5. 防犯・交通安全の充実	68
第3章 定住と交流を生み出す生活基盤づくり	71
1. 土地の有効利用	71
2. 都市・住宅基盤の整備	73
3. 道路・公共交通の充実	76
4. 情報化の推進	79

第4章 豊かで活力に満ちた産業づくり	81
1. 農林業の振興	81
2. 商・鉱工業の振興	84
3. 雇用の創出	87
4. 観光の振興	88
第5章 人が輝く教育・文化のまちづくり	91
1. 学校教育の充実	91
2. 生涯学習社会の形成	95
3. スポーツの振興	98
4. 地域伝統文化・遺産の保護・継承・活用	100
5. 青少年の健全育成	102
6. 地域間交流の推進	104
第6章 みんなで進める協働のまちづくり	106
1. 人権対策・男女共同参画の推進	106
2. 地域コミュニティ・NPO活動等の充実	108
3. 協働のまちづくりの推進	110
4. 自立した自治体経営の推進	112

第1部 序 論

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景と目的

日の出町では、平成 12 年 3 月に、第三次日の出町長期総合計画「新ひので理想郷プラン 21」（平成 12 年度～平成 21 年度）を策定し、“みどり豊かな職住近接の 3 万人の自立都市”を目指して、各種施策を積極的に推進し、公共下水道の全町完備をはじめ、道路や自治会館、老人福祉センターなどのハード面の整備に加え、子育て支援の充実や日本一お年寄りにやさしいまちづくりの推進、教育の充実による人づくり、安全・安心確保策の推進、大型ショッピングセンターの進出と商工農林業振興対策の推進などソフト面の充実にも積極的に取り組み、着実にその成果をあげてきました。

しかし、一方で、地方分権^{*1}の一層の進展をはじめ、地球規模での環境悪化の深刻化や安全・安心に対する不安意識の急速な高まり、情報化・国際化の一層の進展、さらには今後とも合併によらずに単独のまちづくりを選択したことなど、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきています。

第三次長期総合計画の計画期間の満了を機に、こうした内外の動向に的確に対応し、次代に誇りを持ってつないでいく自立した日の出町を町民とともに築いていくために、新たなまちづくり指針を確立する目的をもって、ここに「第四次の出町長期総合計画」を策定しました。

*1 国主導型行政から地域主導型行政への転換に向けた国と地方との関係や役割分担の改革。

2. 計画の性格と役割

「長期総合計画」は、すべての分野における行財政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”であり、地方自治法（第2条第4項）において以下のように定められています。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

本計画は、このような法的根拠に基づくまちの最上位計画としての位置づけを踏まえ、今後の本町のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を持ちます。

■役割1 住民参画のまちづくりを進めるための共通目標

今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民と行政が協働してまちづくりに取り組むための共通目標となるものです。

■役割2 地域経営^{※2}を進めるための行財政運営の指針

地方分権・地域主権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

■役割3 広域行政に対する連携の基礎

国や東京都、多摩地域や西多摩広域行政圏等の広域的な行政に対して、本計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

^{※2} 地方分権・地域主権時代にあっては、国や都からの指導や基準に基づく「自治体運営・地域運営」ではなく、自ら地域ビジョンや達成目標を掲げ、戦略的な「自治体運営・地域経営」へと転換し、官民協働で競争力のある経営体に生まれ変わらなければならないとする考え方。

3. 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成されています。それぞれの内容構成と期間は、以下のとおりです。

基本構想

基本構想は、まちの特性や町民の意識と期待、時代変化の方向等を総合的に勘案し、目指す将来像と、それを実現するための基本目標及び基本施策の方針等を示したものです。

計画期間は、平成 22（2010）年度から平成 31（2019）年度までの10年間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、今後推進すべき主要施策を行政の各分野にわたって体系的に示したものです。

計画期間は、平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度までの5年間を前期基本計画、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの5年間を後期基本計画とします。

また、基本計画の分野ごとに、今後5年間で目指すべき目標指標（ベンチマーク）を定め、計画の進捗状況や到達点を絶えず点検評価するマネジメントシステムの確立を目指します。

実施計画

実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めたものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示したもので、別途策定するものとします。

計画期間は、3年間とし、ローリング方式（毎年度見直す方式）により行います。

第2章 日の出町の特性と課題

1. 明日に生かす特性・資源

新たなまちづくりの方向性を定めるにあたっては、まちの特性・資源を最大限に生かし、さらに磨き上げていく視点に立ち、本町の特性をあらためてとらえ直す必要があります。本町の生かすべき代表的な特性・地域資源は、次のとおりです。

特性1

全町自然公園のまち ひので

本町は東京都の西部、都心から 50km 圈に位置し、まちの南東部は多摩川と秋川にはさまれた秋留台地、北西部の日の出山をはじめとする山地は秩父多摩甲斐国立公園に指定され、優れた自然景観、貴重な動植物に恵まれています。また、まちの総面積 28.08 km² のほとんどが日の出山を源とする平井川水系に属するなど、本町は全域、清流と緑に包まれた自然豊かなまちです。

都内に位置して、このように豊かな自然環境に恵まれていることは本町の最大の財産であり、今後とも大切に守り育み次代につなげていくことが重要です。また、住民生活に身近な里山等については、環境保全に充分留意しながら、町民の憩いの場等として、これからまちづくりに生かしていくことも求められています。

特性2

環境先進都市 ひので

本町は、他市町村に先駆けて全町公共下水道整備を完了するとともに、平井川の清流復活に全町をあげて取り組み、今ではカジカや蛍など水辺の生物も復活しています。また、「桜 100 万本植樹プラン 21」 や「ひのでごみゼロゼロ大作戦 21」などの各事業に継

続的に取り組んでいます。さらに、「三多摩は一つなり」の人道的共存共栄の心から、三多摩地域における生活ごみの最終処分場の設置を受け入れるとともに、ごみ焼却灰をエコセメントにつくりかえる究極のリサイクル施設「エコセメント化施設」を立地するなど循環型社会づくりを進めています。

環境に配慮した先進的なまちづくりは、本町の広域的な役割として期待されることでもあり、今後とも積極的に取り組んでいく必要があります。

特性 3

日本一お年寄りにやさしいまち ひので

本町は、平成3年6月に高齢者や障害者にやさしいまちづくり「ひので福祉村構想」を発表して以来、福祉施設の整備など高齢者施策に力を入れてきました。本町における65歳以上の人団は平成21年度現在4,358人で高齢化率は26.8%ですが、このまま推移すると今後10年後以内には高齢化率が30%を上回ることが予測されます。これまで家族のため、地域のためにと献身的に努力されてきたお年寄りのために、医療費の公費負担や健康管理・健康増進対策の充実に努めるなど、日本一お年寄りにやさしいまちづくりに今後とも積極的に取り組んでいく必要があります。

<総人口及び年齢階層別人口の推移>

(単位：人、世帯、人／世帯、%)

項目	年						年平均増減率 H17～H21
		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	
総人口		15,780	15,838	15,785	15,882	16,270	0.77
年少人口 (14歳以下)		1,665 (10.6)	1,670 (10.5)	1,658 (10.5)	1,781 (11.2)	1,893 (11.6)	3.20
生産年齢人口 (15～64歳)		10,580 (67.0)	10,470 (66.1)	10,234 (64.8)	10,018 (63.1)	10,019 (61.6)	△ 1.40
老人人口 (65歳以上)		3,535 (22.4)	3,698 (23.3)	3,893 (24.7)	4,083 (25.7)	4,358 (26.8)	5.04
世帯数		6,091	6,228	6,326	6,453	6,722	2.44
一世帯当人数		2.59	2.54	2.50	2.46	2.42	-

注：各年10月1日現在住民基本台帳（外国人登録者数含む）より。

特性4

1,300万都民の憩いの里 ひので

本町は豊かな自然環境と都心からのアクセスが比較的容易な立地条件等を生かし、これまでに「ひので三ツ沢つるつる温泉」や「ひので肝要の里」の整備をはじめ、さかな園やハイキングコースの整備、日の出山荘の整備など、多様な交流施設が整備されています。

今後は、これら施設のネットワーク化や観光情報発信機能の充実等を図って入込客の増加を目指し、まちの農業・商業などの地域産業の活性化に結びつけ、本町の一層の地域活力、雇用の場の拡充に向けて取り組んでいく必要があります。

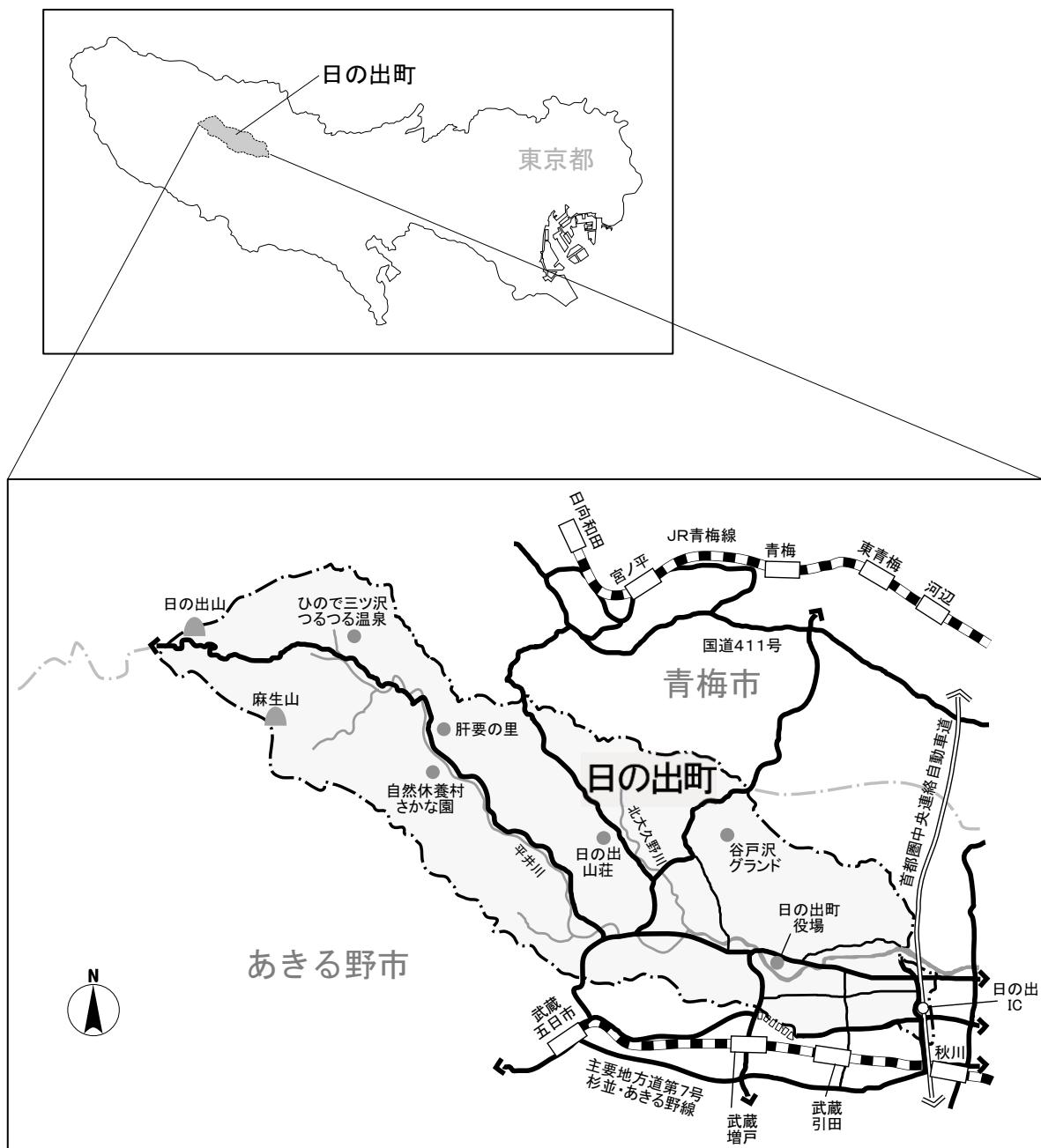
特性5

まちへの愛着と連帯感あふれるまち ひので

人と人のつながりや地域連帯感、郷土意識が薄れている傾向にある中で、本町には、豊かな自然と歴史などを背景に古くから培われてきた人のあたたかさや人情、郷土愛が色濃く残っています。このことは、今回実施したアンケート調査においても「まちへの愛着」を感じている人が8割近くとなっており、まちへの愛着度が非常に高いことがうかがえます。

こうした地域性を背景に、各地区におけるコミュニティ活動をはじめ、安全・安心ネットワークによる支え合いや見守り活動、ボランティア活動、環境保全活動、さらには伝統的な行事や祭りなど、様々な分野で町民の自主的な活動が活発に展開されていますが、今後一層あらゆる分野で町民と行政の連携を強めて協働のまちづくりを進めていく必要があります。

＜日の出町の位置と概要図＞



2. 町民の願い

本計画の策定にあたっては、平成 21 年 2 月に 20 歳以上の町民 1,600 人を対象に住民意識調査を実施しました。有効回収数は 819 票、有効回収率は 51.2% でした。

<調査の概要>

調査対象	20歳以上の町内居住者
抽出法	無作為抽出（住民基本台帳より）
調査方法	郵送法
調査時期	平成21年2月
配布数	1,600
回収数と回収率	819 (51.2%)

この結果からまちの現状評価や今後期待するまちづくりの方向など、新たなまちづくりに向けた町民ニーズをまとめると次のとおり把握されました。

(1) 今後の定住意向

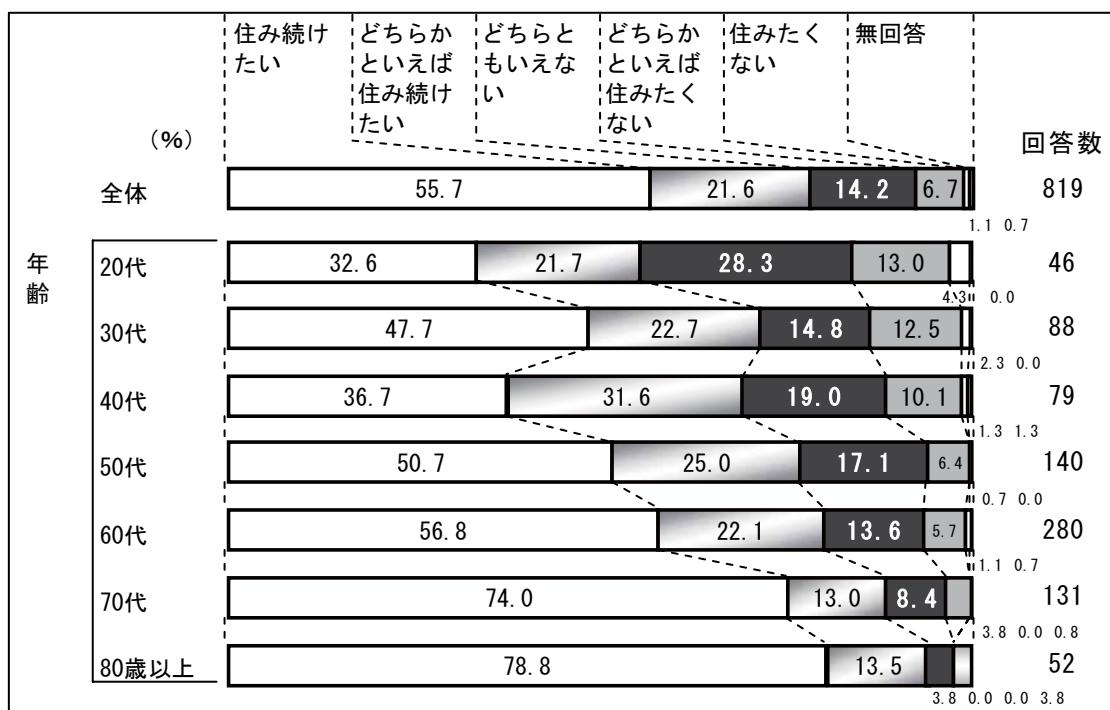
今後も町内に“住み続けたい”と“どちらかというと住み続けたい”とする回答比率は合わせて 77.3% と町民の定住意向の高いことが確認されました。しかし 20 歳代では 54.3% と若干定住意向が低くなっています。

“住みたくない”と“どちらかといえば住みたくない”とする回答比率は、全体では 8.8% でしたが、20 歳代では 17.3%、また、“どちらともいえない”とする回答比率が全体では 14.2% に対し、20 歳代では 28.3% と、20 歳代では住みたくないとする比率、どちらともいえないと迷っている比率のいずれも大きくなっています。

“住みたくない”と思う理由としては、「道路事情や交通の便が悪いから」が 50% の比率を占めて最も多く、次いで「日常の買い物が不便」、「地域の行事や近所づきあいが面倒」、「スポーツレジャー・文化施設が不十分」などの順となっています。

これらの結果から、若年層の意向に配慮した若者定住対策の必要性がみてとれます。

<今後の定住意向>

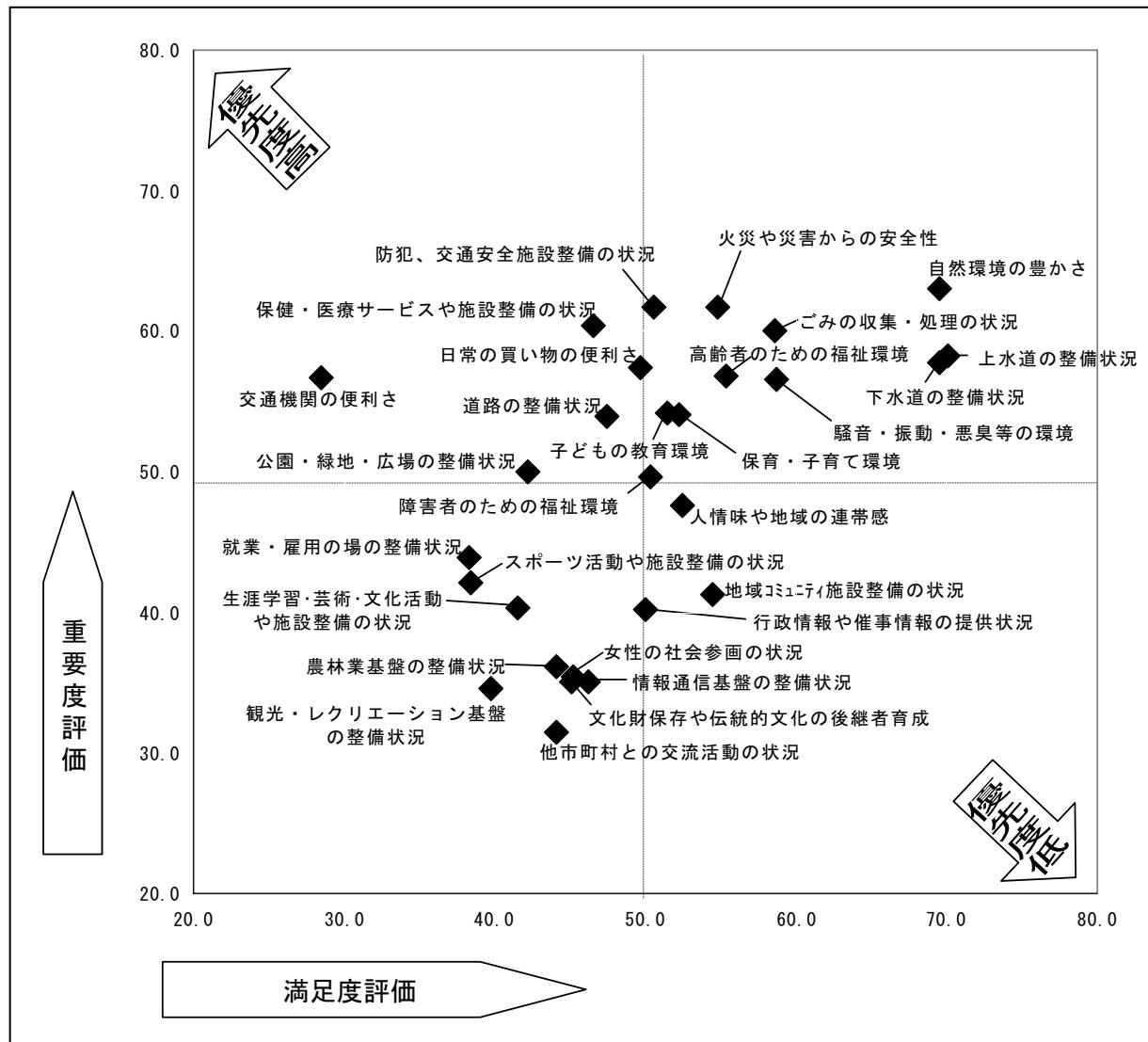


(2) まちの現状に対する評価

本町の生活環境や行政サービス、公共施設など各分野 28 項目について町民の満足度と重要度の 2 つの視点からそれぞれ評価してもらい、満足度評価点と重要度評価点の相関分析から優先度評価点を算出してみました。結果は次ページの図のとおりです。

この結果をみると優先度評価は「交通機関の便利さ」が最も高く、次いで「保健・医療サービスや施設整備の状況」、「防犯、交通安全施設整備の状況」と続き、以下、「道路の整備状況」、「公園・緑地・広場の整備状況」、「日常の買い物の便利さ」、「火災や災害からの安全性」、「就業・雇用の整備状況」などの順となっています。評価点が高い項目ほど優先的な対応が求められている項目であると考えられますので、“交通や買い物の利便性”、“保健・医療サービス”、“防犯・防災などの安全性”、“公園などいこいの場”、“働く場”などへの対応について優先意向の大きいことがわかります。

<まちの現状評価の散布図（満足度と重要度の相関分析による優先度評価）>



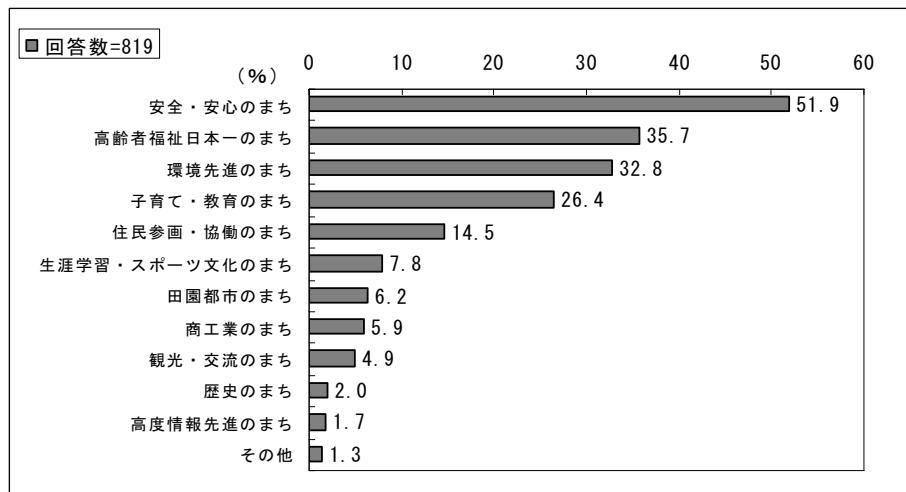
※満足度、重要度の評価点のばらつきを標準化するため偏差値化を行い、グラフを作成した。ここでは最小値を20.0、最大値を80.0に設定しています。

※このグラフでは左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高、重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなる。

(3) 今後のまちづくりの重点方向の意向

今後のまちづくりで重視すべき基本的な方向としては、「安全・安心のまち」が第1位、次いで「高齢者福祉日本一のまち」、「環境先進のまち」が第2位、第3位となっています。さらに第4位には「子育て・教育のまち」、第5位には「住民参画・協働のまち」が続く結果となっています。

＜今後のまちづくりで重視すべき基本的な方向（複数回答）＞



この回答を年代別に上位3位までの回答結果を一覧にすると、下表のとおりとなります。このうち、第1位の回答項目をみると、20歳代と30歳代では“子育て・教育のまち”、40歳代以上では、70歳代を除き“安全・安心のまち”、70歳代では“高齢者福祉日本一のまち”となっています。今後のまちづくりの基本的な方向として若年層では“子育て・教育のまち”を、中・高年層では“安全・安心のまち”を重視する傾向がみてとれる結果となっています。

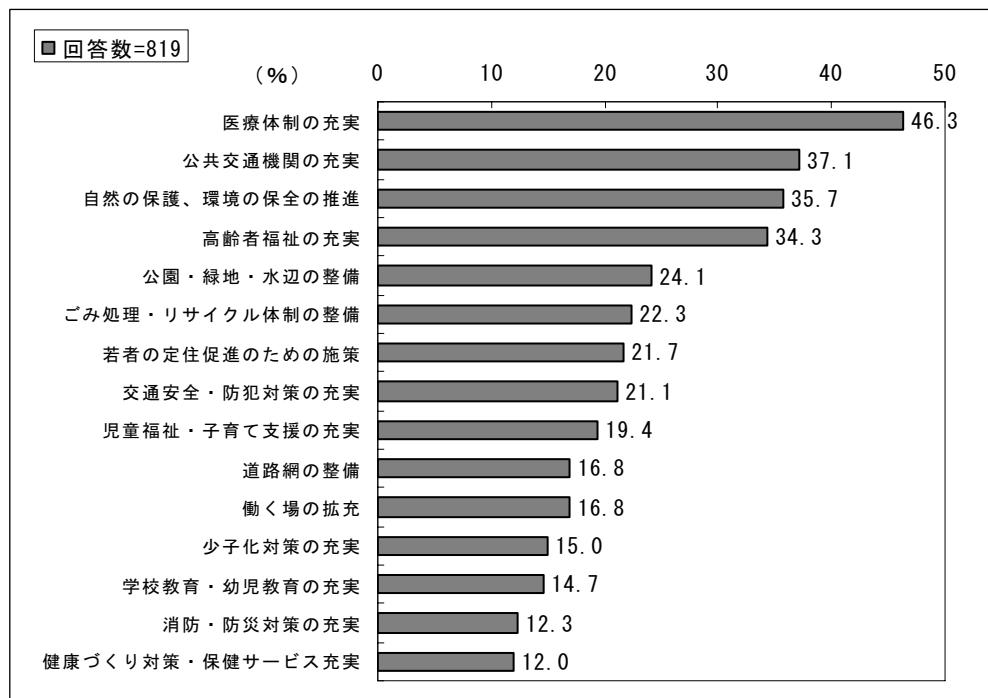
＜今後のまちづくりの基本的な方向（年代別上位3位までの項目）＞

（単位：%）

	第1位	第2位	第3位
全体	安全・安心のまち 51.9	高齢者福祉日本一のまち 35.7	環境先進のまち 32.8
20代	子育て・教育のまち 54.3	安全・安心のまち 45.7	環境先進のまち 37.0
30代	子育て・教育のまち 55.7	安全・安心のまち 52.3	環境先進のまち 33.0
40代	安全・安心のまち 53.2	環境先進のまち 41.8	子育て・教育のまち 32.9
50代	安全・安心のまち 52.9	環境先進のまち 33.6	高齢者福祉日本一のまち 25.7
60代	安全・安心のまち 52.5	高齢者福祉日本一のまち 44.6	環境先進のまち 33.2
70代	高齢者福祉日本一のまち 51.9	安全・安心のまち 48.1	環境先進のまち 28.2
80歳以上	安全・安心のまち 57.7	高齢者福祉日本一のまち 53.8	環境先進のまち 23.1

また、今後、重点的に取り組むべき具体的な施策としては、「医療体制の充実」が第1位となっており、次いで「公共交通機関の充実」と「自然の保護、環境の保全の推進」と「高齢者福祉の充実」がほぼ同様の比率で2位から4位までを占めています。上位15項目は下図のとおりとなっています。

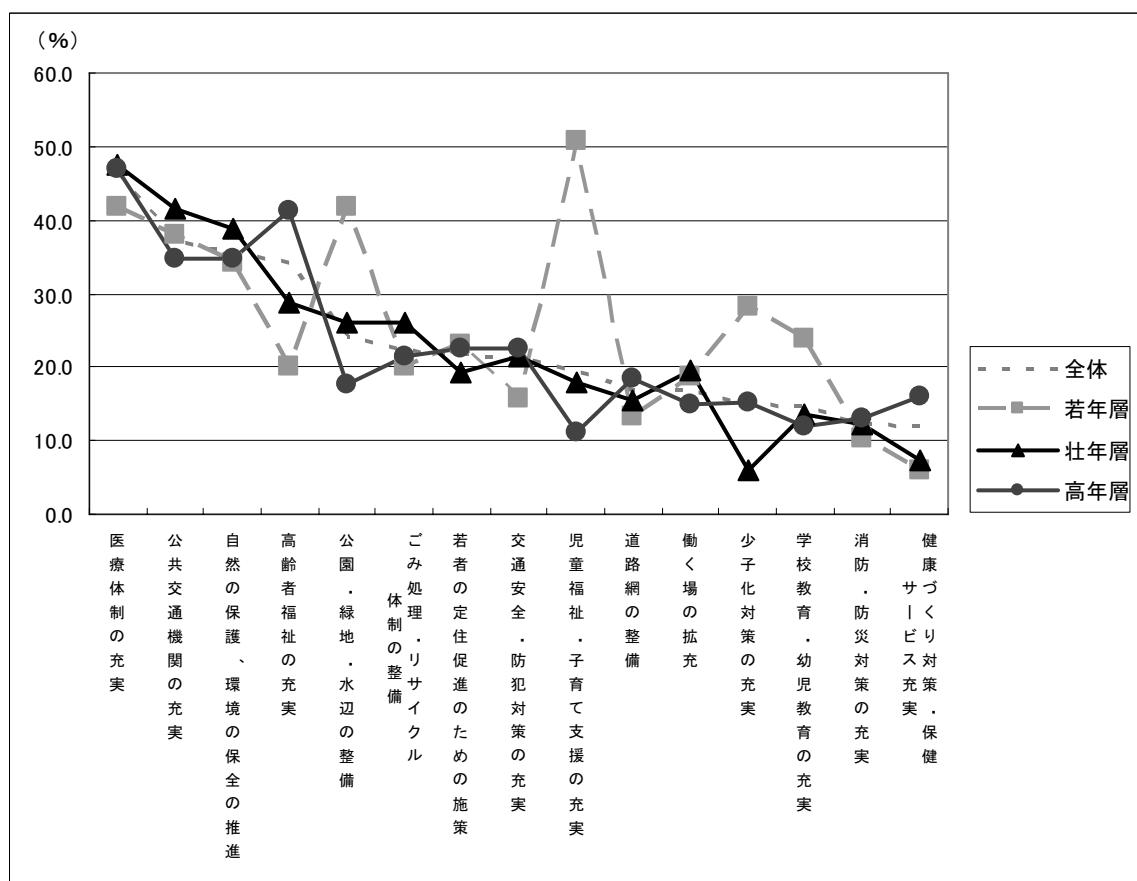
<今後重点的に取り組むべき施策（複数回答・上位15位まで）>



さらに、この回答を年齢別に若年層（20歳代～30歳代）、壮年層（40歳～50歳代）、高年層（60歳代以上）に3区分して上位15位までの回答結果を一覧にすると裏図のとおりとなります。これにより、第1位の回答項目をみると、若年層（20歳代～30歳代）では“児童福祉・子育て支援の充実”が、壮年層と高年層では“医療体制の充実”が占めています。次いで第2位には、若年層では“公園・緑地・水辺の整備”が、壮年層では“公共交通機関の充実”が、高年層では“高齢者福祉の充実”が、それぞれ入っています。重点度の認識については年代別に違いがみられる結果となっています。

<今後重点的に取り組むべき施策（3区分年代別上位15位までの項目）>

(単位 : %)



3. 時代を読む

本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、様々な分野で大きな転換期を迎えてます。新たなまちづくりにあたって踏まえるべき代表的な時代の潮流は、次のとおりです。

潮流 1

実行段階を迎えた地方分権、求められる住民協働に基づく自立したまちづくり

わが国では、国主導型行政から地域主導型行政への転換に向け、これまで様々な制度が改善され、地方分権は今まさに実行段階を迎えてます。これに伴い、これからの中には、町民との協働を基本に、あらゆる面で自立したまちづくりを進めていくことが求められます。

特に、合併せずに単独のまちづくりを進めていくことを選択した本町においては、町民と行政が力を合わせた協働のまちづくり、新しい公共空間の形成^{※3}を進めながら、さらなる行財政改革を推進し、将来にわたって自立・持続可能な経営体制を整備していくことが強く求められます。

潮流 2

急速に進む少子高齢化と人口減少の時代

わが国では、世界に例をみない速度で高齢化が進んでおり、特に、団塊の世代^{※4}がすべて高齢期に入る平成27年頃には、高齢者人口がさらに急激に増加すると予想されています。また、少子化も深刻な問題となっており、これに伴い、わが国の総人口も平成17年度に明治以降はじめて減少に転じ、人口減少時代を迎えました。

^{※3} これまで行政に委ねられてきた公共を見直し、町民や民間が共に公共を担うこと

^{※4} 第二次大戦後のベビーブーム世代

本町でも、少子高齢化が進行しているほか、人口減少も一時進んでいましたが、近年、区画整理事業などに積極的に取り組んできた結果、人口推移も減少傾向から再び増加傾向に転化しています。活力あるまちづくりのため、今後とも人口増加対策に取り組んでいくことが求められます。

潮流3

急速に高まる安全・安心への意識

近年、国内外で大地震や集中豪雨等による大規模災害が多発しております、自然災害からの安全性の確保への人々の意識が急速に高まっています。また、子どもを狙った悪質な犯罪の発生や悪徳商法によるトラブルの急増、食品の不当表示問題の発生、さらには地域における医療体制や福祉の充実への関心の高まり等を背景に、安全で安心して暮らせる社会づくりが強く求められています。

本町では、これまで比較的自然災害が少なくすんでいますが、近年の動向を踏まえ、本町においても山間丘陵地の地理・地形的条件を踏まえた防災体制の一層の強化を図ることはもとより、子どもや高齢者を狙った犯罪から守ることなどあらゆる分野で安全・安心の視点を重視したまちづくりを進めていくことが求められます。

潮流4

求められる環境の保全と創造

世界的に深刻な脅威となっている地球温暖化をはじめ、様々な環境問題の発生を背景に、地球規模で環境保全の重要性が叫ばれており、わが国においても、次代へ継承できる環境先進国の形成に向けた具体的な取り組みが強く求められています。

本町においても、清流と緑に包まれた優れた自然環境・景観の保全や公共下水道の整備、一般家庭ごみのリサイクル化の推進など環境負荷の少ない持続可能な社会の形成に向けた先進的な取り組みを続けてきましたが、今後とも積極的に取り組んでいくことが求められます。

潮流5

厳しい状況が続く地方の産業・経済

地方における産業・経済は、少子高齢化や人口減少とも相まって、依然として厳しい状況が続いている。

第1次産業の担い手の減少や高齢化、農地や森林の荒廃等の問題が一層深刻化しているほか、商工業においても、商店街の衰退や企業の撤退などの状況がみられ、これらに伴う雇用の場の不足や人口の流出等が大きな問題となっており、産業の再生が強く求められています。

本町においても、特性・資源を一層生かしながら、観光振興と産業間連携の促進、企業誘致やコミュニティビジネス^{※5}の創出など環境の変化に即した支援施策を推進し、地域経済の再生・活性化を促していくことが求められます。

潮流6

急進展する情報化、国際化

インターネットの普及等により、世界中の情報を手軽にかつ瞬時に入手し、自ら情報を発信することができる環境が実現したほか、これを利活用して行政サービスの提供等を行う電子自治体の構築が全国的に進められています。また、情報化や交通網の発達等により、人・物・情報の地球規模での交流が活発化し、あらゆる分野で国際化が一層進展しています。

こうした情報化や国際化は、自治体経営や地域活性化にとって大きな役割を果たすものであることから、本町においても一層積極的に取り組んでいくことが求められます。

^{※5} 地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決し、その活動の利益を地域に還元するという事業のこと。地域住民の雇用の場づくりとしても期待されている。

4. 日の出町の発展課題

本町の生かすべき特性や住民ニーズの動向、踏まえるべき時代の潮流等に基づき、まち発展に向けた主要な課題を整理すると、次のとおりです。

発展課題 1

便利で快適、安全・安心なまちの基盤づくりの推進

近隣のＪＲ駅や集落間のアクセス向上を図る道路・交通網整備をはじめ、都市的生活基盤の整備や住宅・宅地基盤の整備などを一層進めて、清流と緑に包まれた職住近接のまちとしての基盤づくりを進めていく必要があります。また、大規模な自然災害や子ども・高齢者を狙った悪質な犯罪などから町民を守る安全・安心なまちづくりに一層取り組んでいく必要があります。

発展課題 2

急速に進む少子高齢化に対応した、高齢者福祉・子育て支援体制の一層の充実

「福祉日本一のまち」を強く求める住民ニーズ、急速に進む少子高齢化を踏まえ、互いを思いやる住民性や住民活動が活発な地域特性等を生かし充実させながら、まち独自の保健・医療費助成制度や高齢者・障害者にやさしい福祉体制、さらには子育て支援体制の一層の充実を図り、すべての町民が健康で安心して暮らすことができる環境づくり、子どもを安心して生み育てることができる基盤づくりを進めていく必要があります。

発展課題3

豊かな自然環境の保全と循環型まちづくりの推進

三多摩地域の廃棄物処分場を受け入れ、エコセメント化施設が稼働するなど「環境先進都市 ひので」のイメージをより一層高め、まちの誇りの源泉となる豊かな自然環境を将来にわたって保全していくとともに、環境に配慮した生活スタイルの普及など循環型まちづくりの形成・確立に一層努めていく必要があります。

発展課題4

明日を担う子どもたちの育成と生涯学習・生涯スポーツ社会の形成に向けた教育・文化・スポーツ環境づくりの推進

子どもたちの「生きる力」の育成や「確かな学力の向上」を目指して、学校、家庭、地域が連携して他の市町村に誇り得る日の出町独自の教育環境づくりを進めていく必要があります。また、谷戸沢処分場跡地及び周辺に広域的視点に立った文化スポーツ拠点施設を整備するなど、町民の生涯学習・文化・スポーツ活動の一層の活発化を促進していく必要があります。

発展課題5

町経済の活性化、雇用の場の拡充に向けた商工観光業・農林業の振興

地方の産業・経済が依然として厳しい状況にある中、まち経済の活性化と雇用の場の創出に向け、豊かな自然資源を生かした観光や農業・商工業の振興を図り、若者にも魅力ある活力ある産業づくりを進めていく必要があります。

発展課題6

**自立・持続可能なまちづくりに向けた、
行財政改革の推進と協働体制の確立**

厳しさを増す財政状況の中で、地方分権時代に即した自立・持続可能な自治体を創造・経営していくため、行財政改革を積極的に推進するとともに、活発な住民活動・N P O活動等を一層促しながら、町民と行政との協働体制の確立を進め、町民と行政とが知恵と力を合わせた協働のまちづくり・地域づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。また、三多摩地城市町村と連携した広域行政の推進を今後とも進めていく必要があります。

第2部 基本構想

第1章 日の出町の将来像

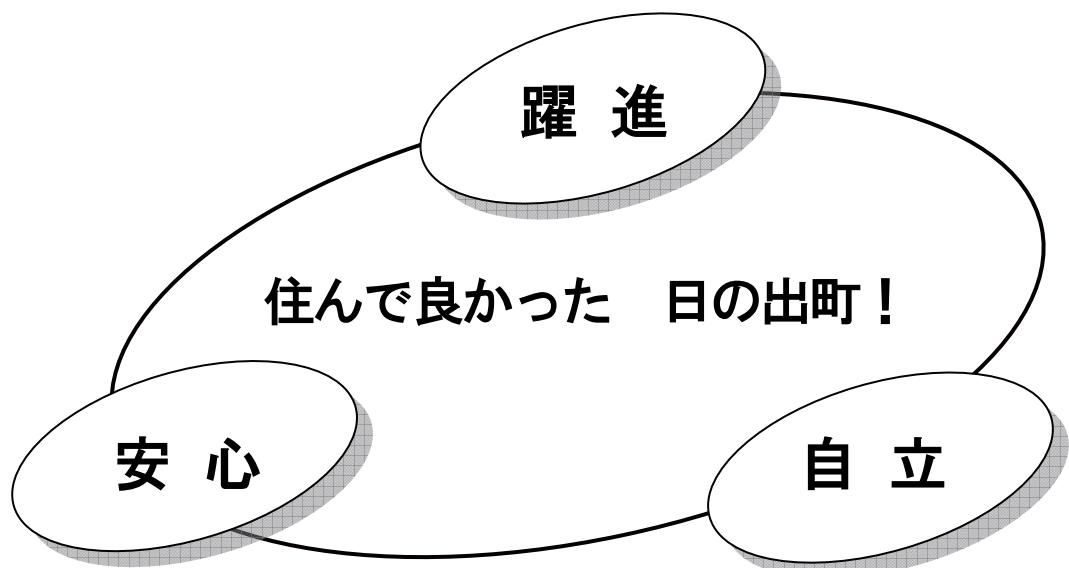
1. 将来像

将来像は、本町が10年後に目指す姿を示すものであり、今後のまちづくりの象徴となるものです。

「第1部 序論」に掲げた6項目のまちの発展課題を総合的に勘案し、また「みどり豊かな職住近接の3万人の自立都市」という前計画で掲げた将来像の実現に向けて進めてきたこれまでのまちづくりを継承し、さらに発展させていくという視点に立つとともに、優れた自然や環境先進のまち、お年寄りを大切にするまち、1,300万都民の憩いの里など本町ならではの特性・資源を最大限に生かしながら、すべての町民が“私のふるさと”として自信を持って誇れるまちを創造する、という想いを込め、まちの将来像を次のとおり定めます。

[日の出町の将来像]

**みんなでつくろう 日の出町！
一安心・躍進・自立のまち一**



2. 基本目標

まちの将来像「みんなでつくろう　日の出町！—安心・躍進・自立のまち—」の実現を図るため、次のとおり、3つの基本目標・6つの施策目標を定めます。



基本目標 1

**生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち ひので
～“みんなで創る 安心のまち”の実現を目指して**

住民アンケートで、今後のまちづくりの重点方向第1位となつた「安全・安心のまち」の実現を目指して、乳幼児からお年寄りまで生涯にわたって安心できる健康・福祉のまちづくり、快適で安全な生活環境づくりを進めます。

[施策目標 1] 安心できる健康・福祉のまちづくり

日本一お年寄りにやさしいまちづくりを今後とも推進していくとともに、まち全体で子育てを応援する体制づくりや健康づくり体制の充実等に努めます。

[施策目標 2] 快適で安全な生活環境づくり

優れた自然環境を守り育み、環境にやさしい循環型社会づくりを推進します。また、地域ぐるみで防犯・防災体制の充実に努めます。

基本目標 2

**交流を基盤に若者もいきいき定住するまち ひので
～“みんなで創る 躍進のまち”の実現を目指して**

まちの都市基盤・定住基盤の整備と交流資源を活用した産業振興等により若者定住や人口増加を図るため、定住と交流を生み出す生活基盤づくり、豊かで活力に満ちた産業づくりを進めます。

[施策目標 3] 定住と交流を生み出す生活基盤づくり

人口の増加基盤を強化するため、土地の有効活用を図って都市基盤・住宅基盤の整備や道路・交通・情報網の整備充実に努めます。

[施策目標 4] 豊かで活力に満ちた産業づくり

豊かな交流資源を活かした観光開発・振興に努めるとともに、観光との連携や地域に密着した振興策等により農林業・商工業の活性化を図ります。

基本目標3

**人と文化が輝く わたしのふるさと ひので
～“みんなで創る 自立のまち”の実現を目指して**

まちへの愛着と地域連帯感にあふれる本町の特性を大切に想い、合併しないで自立の道を選んだまちづくりの方向を強化するため、人が輝く教育文化のまちづくり、みんなで進める協働のまちづくりを推進します。

[施策目標5] 人が輝く教育・文化のまちづくり

新たな時代を担う人材を育成し、ふるさと文化の創造やスポーツ活動の充実を図るために学校教育環境や文化・スポーツ環境の充実に努めます。

[施策目標6] みんなで進める協働のまちづくり

自立したまちづくりを進めるため、町民と行政の協働体制の確立を図るとともに、行財政運営の不断の改革を進めていきます。

3. 人口、世帯数等の将来見込み

(1) 人口と世帯

本町の人口は、国勢調査結果でみると、平成2年の16,444人から、平成17年には15,941人へと503人の減少となっており、この間の15年間における人口は一貫して減少傾向となっていました。しかし、その後の人口推移を総人口でみると平成17年の15,780人から平成21年には16,270人へと490人の増加となっており、ここ直近4年間における人口は増加傾向に転じています。

これを国勢調査結果で年齢別の推移からみると、14歳以下の年少人口比率は平成2年の19.2%から平成17年には10.3%へ減少、一方、65歳以上の老人人口比率は、平成2年の12.8%から平成17年には23.8%へと大きく増加しており、少子高齢化の傾向は本町においても例外ではありませんでした。

さらに平成17年以降の直近の動向を総人口でみると、14歳以下の年少人口比率は平成17年の10.6%から平成21年には11.4%へとそれまでの減少傾向から増加傾向に転じています。一方、65歳以上の老人人口比率については、平成17年の22.4%から平成21年には26.3%と平成2年以降今日に至るまで一貫して増加傾向を続けています。

また、世帯数は、国勢調査結果によると、平成2年の4,246世帯から平成17年には4,900世帯まで増加し、一世帯当人数は、平成2年の3.87人から平成17年の3.25人へと減少しています。この傾向は平成17年以降も一貫して続いている、総人口でみると、平成17年の6,091世帯から平成21年には6,722世帯へと増加し、一世帯当人数は、平成17年の2.59人から平成21年の2.42人へとさらに減少しています。本町においても核家族化・高齢者世帯化の傾向が顕著にうかがえます。

このような、これまでの人口推移を踏まえ、将来に向けた人口推計を行ったところ、本町の総人口は今後も緩やかな増加傾向が続くと見込まれ、平成31年度には18,200人程度になることが予

測されました。

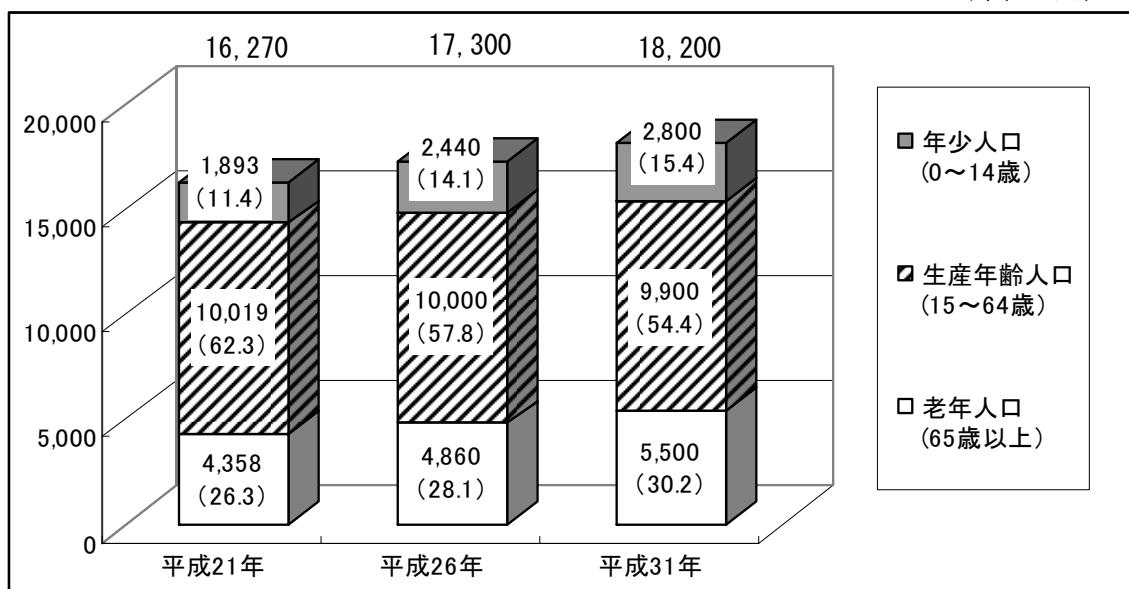
また、上記の総人口を踏まえて平成31年度における年齢別階層人口を推計すると、年少人口は2,800人(15.4%)、生産年齢人口は9,900人(54.4%)、老人人口は5,500人(30.2%)に、さらに、世帯数は7,500世帯、1世帯当人数は2.43人になると見込まれます。

<総人口と世帯数の見込み>

(単位：人、世帯、人／世帯、%)

項目	年 平成21年	年平均伸び率 H21-H26	年平均伸び率 H26-H31	年 平成26年		平成31年	
総人口	16,270			17,300	18,200	1.27	1.04
年少人口 (14歳以下)	1,893 (11.4)			2,440 (14.1)	2,800 (15.4%)	5.78	2.95
生産年齢人口 (15~64歳)	10,019 (62.3)			10,000 (57.8)	9,900 (54.4%)	△ 0.04	△ 0.20
老人人口 (65歳以上)	4,358 (26.3)			4,860 (28.1)	5,500 (30.2%)	2.30	2.63
世帯数	6,722			7,100	7,500	1.12	1.13
一世帯当人数	2.42			2.43	2.43	0.12	△ 0.05

(単位：人、%)



(2) 就業構造

本町の就業構造を平成 17 年の国勢調査結果でみると、第 1 次産業 197 人 (2.6%)、第 2 次産業 2,304 人 (30.2%)、第 3 次産業が 5,018 人 (65.9%) となっています。

これを、本町における総人口の目標規模等を考慮し推計すると、平成 31 年における就業構造は、第 1 次産業は 200 人 (2.3%)、第 2 次産業は 1,960 人 (22.5%)、第 3 次産業は 6,540 人 (75.2%) 程度になると見込まれ、就業構造の高度化が一段と進むことが見通されます。

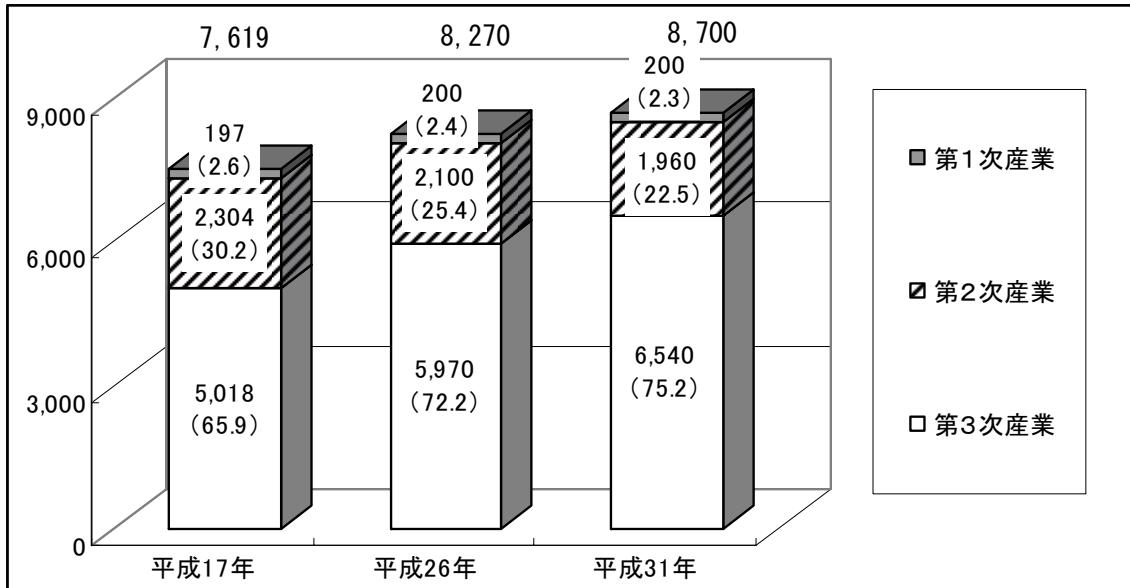
<就業構造の見込み>

(単位：人、%)

項目	年	平成 17 年	平成 26 年	平成 31 年	年平均伸び率	
					H17-H26	H26-H31
就業人口総数		7,619	8,270	8,700	1.71	1.04
第 1 次産業		197 (2.6%)	200 (2.4%)	200 (2.3%)	0.30	0.00
第 2 次産業		2,304 (30.2%)	2,100 (25.4%)	1,960 (22.5%)	△ 1.77	△ 1.33
第 3 次産業		5,018 (65.9%)	5,970 (72.2%)	6,540 (75.2%)	3.79	1.91
就業率		47.8%	47.8%	47.8%	—	—

注) 就業人口総数には、平成 17 年に 100 人の分類不能を含む。

(単位：人、%)



第2章 土地利用の方針

土地は本町の産業や住民生活と深く結びついた限りある資源です。私たちが美しく住みよいまちづくりを推進するためには、公共の福祉と自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の保持を優先的に、長期的な視点に立って、合理的、計画的な土地利用を推進する必要があります。

本町の将来像の実現を図るため、次のような基本方針のもとに土地利用を推進します。

1. 土地利用の基本方針

これからまちづくりにあたって形成すべき望ましい地域構造は、基本的には「豊かな緑に囲まれた中で、コンパクトに都市機能が整備された中心地と、これを起点として全町的にネットワーク化された道路・交通体系を有する生活自立のまち」といえます。

本町はこのような地域構造を形成すべき条件を満たしているとともに、都心から50km圏に位置する立地条件等から、まさに、今後21世紀の将来に向けて大きく翔くことが可能なまちといえます。

この基本的考え方を踏まえ、本町における土地利用の基本目標を

- ①川・山・田園の豊かな自然を大切にし、清流と緑に親しむ空間を確保します。
- ②農林業、商工業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。
- ③うるおいのある住環境・生活空間を確保します。
- ④にぎわいと魅力のある中心地の確保・創出を図ります。
- ⑤貴重な歴史遺産・景観を大切にします。
- ⑥全町的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。
- ⑦地域相互の連携とバランスのとれた土地利用を推進します。

と定めます。

このため、社会経済情勢の変化を踏まえ、各種土地利用計画について地域の動向に即した適切な見直しなどを行い、土地利用の有効活用を推進し、「自然」と「住民生活」と「産業活動」が調和した良好な地域環境の形成を進めます。

2. 土地利用の方向

土地利用の基本方針と本町のこれまでの社会的、経済的発展経緯を踏まえ、本町における土地利用区分を4つのゾーンに区分し、これらを結ぶ基幹的道路体系の整備とあわせて各ゾーンごとに次のような土地利用を進めます。

①自然保全地域

本町の3方を囲む山間・丘陵地域で、身近な自然としての里山、林業生産地域としての森林、そして、自然のまま将来に残していく地区（国立公園地区等）を含む地域です。自然環境の積極的な保全を基本としつつ、適地に自然と調和した農林業の推進、自然を活かした観光・レクリエーションの場等として、有効に活用していきます。また身近な自然としての河川についても可能な限り自然状態に近い河川整備を行っていきます。

自然保全地域の中に位置する平井川上流のひので三ツ沢つるつる温泉周辺地区及び北大久野川流域の日の出山荘周辺地区は「観光拠点」として、また、谷戸沢処分場跡地及び周辺地区は「スポーツ文化拠点」として、さらに、平井・川北地区の里山は「自然環境活用拠点」として、それぞれ整備していきます。

②山村集落地域

この地域は、平井川並びに北大久野川流域沿いの山間集落地区です。周辺の自然環境と山村集落を一体的にとらえて土地利用を進める地域です。地区内に散在する農地の営農環境と必要な生活環境の整備を進め、自然と調和したうるおいある山村定住空間として整備していきます。

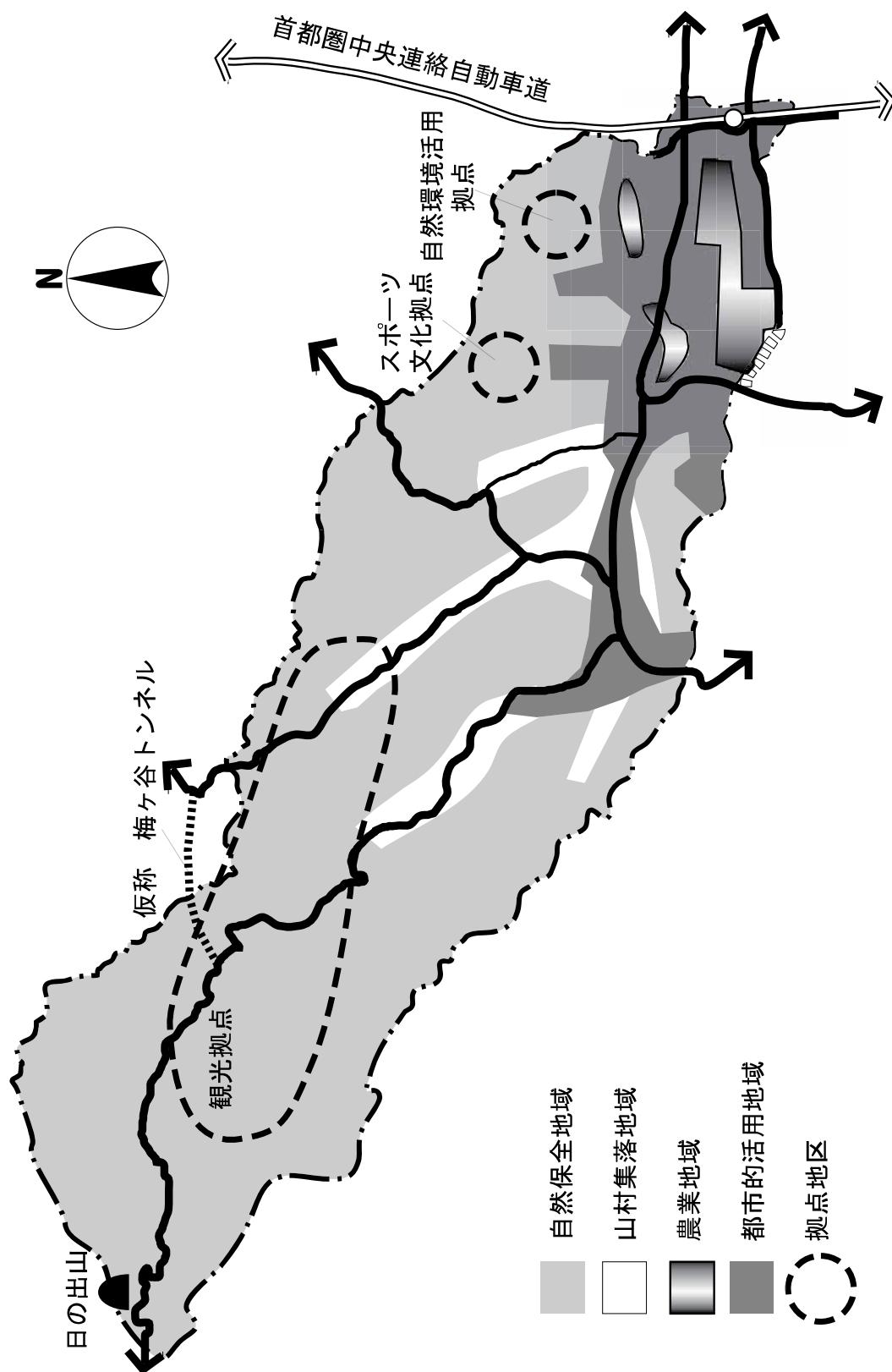
③農業地域

この地域は、町南部の平坦地に広がる農用地集積地区です。今後とも営農環境の維持・増進を図るとともに、生産性の高い都市近郊型農業の推進を図っていきます。

④都市的活用地域

この地域は、役場周辺など、日の出インターチェンジ周辺から（仮称）ひので森林こども大久野公園までの一定の人口が集積する地域です。行政機能や商工機能、住宅機能などの集積を中心に据えた土地利用を進めています。特に、市街地住宅地の形成・拡充を目指して各種の都市機能整備事業や住宅開発事業等の整備・誘導を図り、本町人口の増加を目指していきます。

<土地利用構想図>



第3章 基本施策の展開方向

将来像に掲げた3つの基本目標・6つの施策目標の達成を目指して次のとおり基本施策を展開します。

1. 生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち ひので

基本施策の展開方向

(1) 安心できる健康・福祉のまちづくり

充実した保健・医療・福祉環境や住民活動が活発な地域性等を生かし、町民の健康寿命^{※6}の延伸に向けた健康づくり体制・地域医療体制の一層の充実に努めます。また、助け合い支え合う地域づくりを進めながら、まち全体で子育てを応援する体制の整備、高齢者や障害者の介護・自立支援体制の整備等を図ります。これらによって、だれもが安心できる健康・福祉のまちづくりを進めます。

(2) 快適で安全な生活環境づくり

さらに、水と緑に包まれた優れた自然環境を誇るまちとして環境・景観の保全と創造に向けた施策の総合的推進、循環型社会の形成に向けた適正な廃棄物処理に努めます。また、防災体制の強化、防犯・交通安全対策の強化など危機管理体制の整備を図ります。これらによって、だれもが住みたくなる快適で安全・安心な生活環境づくりを進めます。

施策項目

【安心できる健康・福祉のまちづくり】

- 健康づくりの総合的推進 ■ 地域福祉の充実
- 子育て支援の充実 ■ 高齢者支援の充実
- 障害者支援の充実 ■ 社会保障等の充実

【快適で安全な生活環境づくり】

- 自然環境の保全と公園・緑地の整備 ■ 生活環境の充実
- 廃棄物処理とリサイクルの推進 ■ 消防・防災の充実
- 防犯・交通安全の充実

^{※6} 認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間。

2. 交流を基盤に若者もいきいき定住するまちひので

基本施策の展開方向

(1) 定住と交流を生み出す生活基盤づくり

長期的・広域的な視点から、まちの一体的・持続的発展を見据えた計画的な土地利用を推進します。また、これに基づき、定住の基盤となる都市基盤の整備や住宅用地の確保、幹線道路の整備促進、さらには町道及び橋梁の整備、JR五日市線の利便性の向上、バス交通網やJR駅との結節機能の充実、情報通信基盤の整備充実等に努めます。これらによって、通勤圏の拡充や人・物・情報の交流を生み出す生活基盤づくりを進めます。

(2) 豊かで活力に満ちた産業づくり

さらに、担い手の育成・確保や生産基盤の一層の充実をはじめ、環境の変化を踏まえた多様な農林業支援施策を推進します。また、地域の特性を生かした観光・交流機能の強化とこれと連動して取り組む地域商工業の振興等による産業振興・雇用対策の充実を図ります。これらによって、町民のいきいきとした生活を支える豊かで活力に満ちた地域基盤づくりを進めます。

施策項目

【定住と交流を生み出す生活基盤づくり】

- 土地の有効利用
- 都市・住宅基盤の整備
- 道路・公共交通の充実
- 情報化の推進

【豊かで活力に満ちた産業づくり】

- 農林業の振興
- 商・鉱工業の振興
- 観光の振興

3. 人と文化が輝く わたしのふるさと ひので

基本施策の展開方向

(1) 人が輝く教育・文化のまちづくり

子どもたちの「生きる力」の育成や「確かな学力の向上」を目指して特色ある教育活動の推進や学校教育環境の一層の充実を図ります。また、谷戸沢処分場跡地及び周辺地区に文化スポーツ拠点施設を整備し、すべての町民が学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成、住民主導のスポーツ・文化・交流活動の促進、有形・無形の貴重な文化財の保存とまちづくりへの一層の活用を図ります。これらによって、新たな時代を担う人材の育成と生涯にわたる学習・文化・スポーツのまちづくりを進めます。

(2) みんなで進める協働のまちづくり

さらに、人権対策や男女共同参画の推進、助け合い支え合いながら地域を共につくる地域コミュニティ・NPOの育成、新たなまちづくりの仕組みとしての町民と行政との協働体制の確立を進めます。また、行財政運営のあり方を常に点検・評価・公表しながら、町民の目線を重視した行財政改革を強力に推進します。これらによって、多様な主体が一体となって取り組む自立したまちづくりを進めます。

施策項目

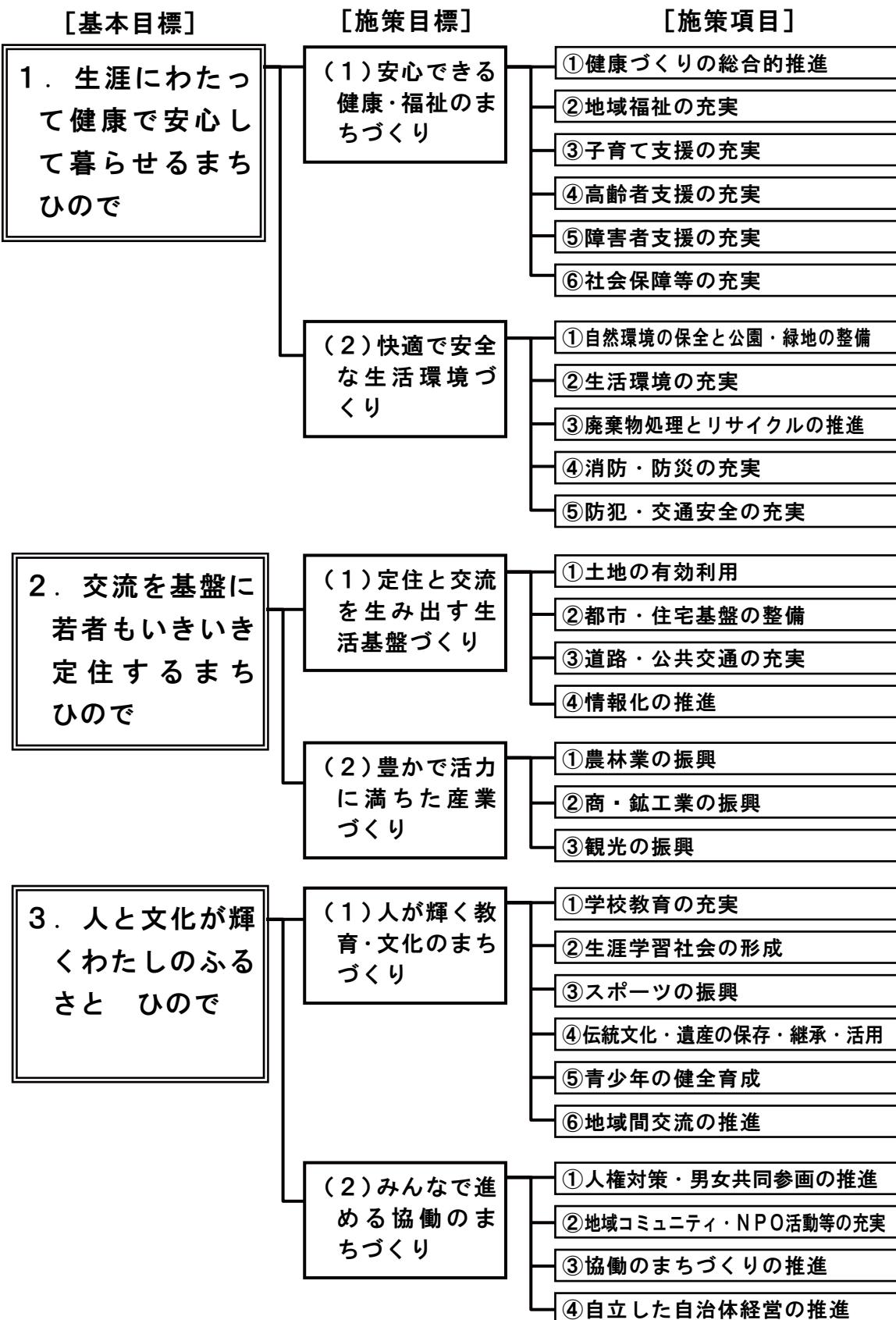
【人が輝く教育・文化のまちづくり】

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ■学校教育の充実 | ■生涯学習社会の形成 |
| ■スポーツの振興 | ■伝統文化・遺産の保護・
継承・活用 |
| ■青少年の健全育成 | ■地域間交流の推進 |

【みんなで進める協働のまちづくり】

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ■人権対策・男女共同参画
の推進 | ■地域コミュニティ・NPO
活動等の充実 |
| ■協働のまちづくりの推進 | ■自立した自治体経営の推進 |

＜施策の体系図＞



第3部 前期基本計画

I まちづくりの戦略プロジェクト

第1章 戰略プロジェクトの設定

基本構想の第3章で示した基本施策の展開方向に基づく具体的な施策内容は基本計画のⅡ項に示しています。これらの施策は新しいまちづくりの基本として総合的、体系的に進めていくことが必要ですが、ここではそうした基本施策にあって戦略的役割を担い、今後、重点的、誘導的に進めるべき施策を「まちづくりの戦略プロジェクト」と位置づけます。

まちの将来像や基本目標の実現をリードしていくべき戦略プロジェクトを「躍進 ひので！ニュー5大作戦」と呼称して次の一とおり5つの戦略プロジェクトを設定し、新しいまちづくりを牽引していくこととします。

<「躍進 ひので！ニュー5大作戦」のプロジェクトテーマ>

戦略プロジェクト1

ひので A（安全）・A（安心）大作戦の展開

戦略プロジェクト2

子育て支援策の充実と日本一お年寄りにやさしい町づくり

戦略プロジェクト3

豊かで創造性に富んだ児童・生徒を育成するための、教育の充実による人づくり

戦略プロジェクト4

元気のある活気に満ちた商工観光業・農林業の振興

戦略プロジェクト5

総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設の設置推進

第2章 「躍進 ひので！ニュー5大作戦」の展開方策

1. ひので A（安全）・A（安心）大作戦の展開

今回実施した住民アンケート結果で「安全・安心のまち」は今後のまちづくりの重点方向として町民が望む第1位となっています。近年、地震や台風などによる大きな自然災害や子どもを狙った悪質な犯罪などを背景に、本町でも安全で安心して暮らせる地域社会づくりへの要望が大きくなっています。

本町では、これまで家庭や学校、地域社会のそれぞれが連携し、協力し合う体制づくりを進め、様々な対応を図ってきましたが、なお一層、安全で安心な地域づくりのため、次のような施策を重点的に進めます。

—————<戦略プロジェクトの主要事業>—————

①暮らしの安全・安心推進プロジェクト

- 昭和56年以前に建築した住宅の耐震診断への助成
- 災害時要援護者への支援体制の充実
- 「救急医療情報キット」の設置促進

②子どもの安全・安心推進プロジェクト

- 安全・安心メールの配信
- 安全・安心パトロールの実施
- 自治会や防犯協会を中心とした防犯パトロールの実施支援
- 学校への管理員の配置や警備用機器の配備

2. 子育て支援策の充実と日本一お年寄りにやさしい町づくりの展開

近年、本町において少子化対策が大きな課題となってきており、平成 17 年 6 月に「日の出町発の少子化対策一次世代育成プログラム」を発表し、全国に先駆けて実施した各事業によって波及効果が現れ、年少人口の増加傾向がみられます。

今後は関係機関の連携強化を基礎にし、地域における子育てネットワークづくりや子育て環境の整備等、ソフト面の充実に向けて積極的に事業展開を図ります。

また、本町は、平成 3 年 6 月、高齢者にやさしいまちづくり「日の出福祉村構想」を発表して以来、高齢者対策に力を入れてきましたが、平成 20 年 9 月には「日の出町発！長寿化対策～日本一お年寄りにやさしい町づくり宣言」を行い、今後ともお年寄りの将来への不安を和らげるための施策などを重点的に取り組んでいくことを町民の皆さんに約束しています。

＜戦略プロジェクトの主要事業＞

①子育て支援推進プロジェクト

- 子育て支援と環境づくりについての実務的な協議会の設立と運営
- 「(仮称) ひので森林こども中央公園」並びに「(仮称) ひので森林こども大久野公園」の整備促進
- 保育園の待機児童解消のため保育所の整備と定員増

②日本一お年寄りにやさしいまちづくり推進プロジェクト

- 75 歳以上の方の医療費の無料化
- 75 歳になられる方の人間ドック受診料の無料化
- お年寄り向けの各種スポーツを支援するなど健康管理・健康増進対策の充実
- 高齢者外出支援バス事業などの既存事業の充実
- 寝たきり高齢者等支援手当の支給

3. 豊かで創造性に富んだ児童・生徒を育成するための、教育の充実による人づくり

これまで本町では、次代を担う子どもたちが恵まれた自然環境の中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身につけることができるよう様々な施策を推進してきました。また、町民大学の充実など、生涯学習・生涯スポーツの面でも振興対策に取り組んできました。その結果、児童・生徒の学習意欲の高まりや確かな学力の定着、町民の学習活動への参加者の増加など、学校教育・文化スポーツの各分野で着実な成果が上がっています。

まちづくりは人づくりから、の考え方のもと、これまでの成果を踏まえ、さらに一層教育環境・学習環境の整備に重点的に取り組みます。

＜戦略プロジェクトの主要事業＞

①学校教育環境充実プロジェクト

- 学校における「確かな学力の向上」を図るため、「特色ある学校づくり推進事業」などの取り組み支援の充実
- 学校における教育相談事業の推進
- 学校の施設整備の計画的な実施
- 学校、児童・生徒の安全・安心対策の一層の充実

②生涯学習・交流事業推進プロジェクト

- 「ひので町民大学」の内容充実など生涯学習機会の拡充
- 日の出町民体育祭の充実など生涯スポーツ・健康づくり機会の拡充
- 友好町村・新島村との交流事業の推進

4. 元気のある活気に満ちた商工観光業・農林業の振興

平成 20 年に制定された「日の出町商工観光産業の振興に関する基本条例」により、まち、事業者、大型店の設置者、小売業及び経済団体のそれぞれが目指すべき方向性や果たすべき役割が明らかになったところです。今後、商工会や観光協会等との連携の充実・強化を図るとともに農林業の関係者とも連携を進め、活気に満ちた地域産業、地域経済の振興に向けて積極的に取り組んでいきます。

—————<戦略プロジェクトの主要事業>—————

①商工観光業振興プロジェクト

- 商工会や観光協会等の協議・連携体制の確立
- 日の出山荘を中心とした北大久野川流域計画の推進
- 平井・川北地区における「(仮称) 野鳥の森・こども自然公園」の整備
- 温泉センターと肝要の里の活性化の促進
- 観光資源のネットワーク化等による入込観光客の増加促進
- 21世紀桜の森・勝峰山のアクセス路の整備
- 「商工振興ひろば」を活用した商工業振興の推進

②農林業振興プロジェクト

- 「農村総合整備事業」の活用による三吉野油田地区、坊平・玉の内地区の施設整備・基盤整備の推進
- 林業生産基盤整備及び多面的な森林整備のための林道整備
- 農林業の後継者育成確保の推進

5. 総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設の設置推進

多摩都民 400 万人のごみを埋め立てるという広域行政に協力し、その結果として谷戸沢処分場跡地及び周辺地区に三多摩都民が共同で利用できる総合的な文化・スポーツ施設を建設するということは、広域行政のさらなる進展の成果といえます。その第 1 歩として、平成 25 年に開催の東京国体で本町は女子サッカーの競技を行うこととなり、その競技場の整備を行い、国体終了後に、順次、全体計画に基づき、施設を整備していきます。

—————<戦略プロジェクトの主要事業>—————

①東京国体競技場（サッカー場）施設整備プロジェクト

- サッカー場施設（グランド、観客席等）の整備
- サッカー場へのアクセス道路の整備

②総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設整備プロジェクト

- 施設設置推進協議会による施設整備の全体計画の確立
- 総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設の整備



サッカー場建設が期待される「谷戸沢処分場跡地」

Ⅱ 分野別施策の展開方策

第1章 安心できる健康・福祉のまちづくり

1. 健康づくりの総合的推進

施策の方針

すべての町民が健康でいきいきと暮らせるよう、各世代に応じた保健サービスの提供に努めるとともに、地域医療体制の充実を図ります。

現状と課題

<健康づくり>

本町ではこれまで、急速な高齢化とともに生活様式や食生活の変化により生活習慣病及びこれに起因する要介護者の増加が懸念されている中、生活習慣病の予防、早期発見に向け、特定健診をはじめ、各種検診の受診率の向上に向けた取り組みや生活・食習慣の改善等の各種保健事業を展開してきました。

保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスを提供するとともに、学校や職場など関係機関と連携し、町民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、保健事業の充実に努める必要があります。

<医療>

本町においては、医療機関が 14 箇所ありますが、専門診療科目が少ないことから第二次医療圏の西多摩地域や第三次医療圏の都内で受診している状況です。

今後、高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想されます。また、定住促進のためにも医療機関の整備充実が求められています。

このため、町民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化や救急医療ニーズの増大に応えられるよう、地域医療体制の充実に努めるとともに、安定した医療サービスを提供するため、阿伎留医療センターの診療科目・日数の充実・維持など関係医療機関と連携・協力して、地域医療体制と救急医療体制の充実を図る必要があります。

主要施策

<健康づくり>

(1) 食育の推進

母子保健や健康教室・講座・イベントでの食育推進の事業を実施し、町民の食育に対する正しい知識の普及の場を図ります。また、歯科保健と連携した食育で、噛むことの重要性や意義の普及を図るとともに、栄養相談体制の充実と地域関係団体や教育委員会を通じて学校教職員との支援・連携を進めます。

(2) 糖尿病・メタボリックシンドロームの予防対策の推進

各種統計に基づく地域診断技術の習得と健康課題の把握により、生活習慣病相談等の充実を図ります。また、特定健診・特定保健指導の充実を図るとともに、健診後のフォローバック体制の充実のため運動を支援する環境の整備に努めます。

(3) 脳卒中の予防対策の推進

各種検診の充実と各種統計による地域診断の実施でのデータなどにより、脳卒中予防の健康相談・教育体制で、関連部門が一体となって予防に総合的に取り組みます。

(4) がんの予防対策の推進

がん検診の意義・有効性と検診体制の周知及び助成、要精密検査の確実な受診の促進、喫煙及び受動喫煙の健康影響の普及啓発などで、がん予防の推進を図ります。

(5) こころの健康づくりの推進

ストレスなどメンタルヘルスの相談体制やこころの健康づくりの啓発活動による知識の普及に努め、自殺対策やうつ予防の推進を図ります。

(6) 母子保健事業の推進

保健師等による妊婦・乳幼児の家庭訪問や保健指導の充実、妊婦・乳幼児の健康診査の充実、育児グループ支援事業の充実など、母子保健事業の推進を図ります。

<医療>

(1) 地域医療体制の充実

医療施設・診療科目の充実及び医療機器の整備を促進します。

(2) 救急医療の充実

地区医師会等の関係医療機関と連携・協力して、夜間・休日の救急医療体制の充実を図ります。

成 果 指 標

指標名	単位	平成 20 年度 (実績)	平成26年度 (目標)
栄養相談の件数（年間）	件	12	36
がん検診によるがん発見者数（年間）	人	4	7



育児対策事業「すくすく親子体操」

2. 地域福祉の充実

施策の方針

だれもが地域で支え合いながらともに生きることができるよう、地域住民一人ひとりが参画する地域福祉体制の確立を図ります。

現状と課題

地域社会において、民生児童委員（社会福祉委員）は地区担当や主任児童委員として、地域の高齢者や障害者、児童の問題把握や情報提供に努め、行政や社会福祉協議会とのパイプ役として活動しています。

社会福祉協議会では、地域の高齢者や障害者に対する幅広いサービスや事業、地域福祉の担い手の育成をまちの補助金の交付を受け、展開しています。

しかし、少子高齢化が進むなか地域における地域福祉ニーズは増大し、多様化することが見込まれるため、より多くの福祉活動への参加を促進する、地域福祉体制をつくることが必要となります。

主要施策

（1）民生・児童委員の地域活動支援の推進

民生児童委員協議会として、定例会の開催、各種研修会への参加の推進を通じて、民生児童委員の資質の向上や地域活動の支援を行います。

（2）社会福祉協議会活動への支援と関係機関ネットワークづくりの推進

平成21年3月に社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」の基本理念である「みんなでささえあい、ともに生きていく、やさしいまちづくり」のもと、小地域活動を中心とした事業により、町民が主体的に行う活動を通じて社会貢献ができるよう、援

助、助言、情報提供します。また、地域での様々な課題に対処するため、関係機関が連携し、対応ができるネットワークの形成を築きます。

(3) 福祉意識の高揚と福祉ボランティアの育成

町民が地域の中で支え合いながら共に生きる風土を醸成するため、福祉教育等の充実を図り、町民の福祉意識の高揚に努めます。また、ボランティア情報の提供体制の確立や福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進めます。

(4) 社会を明るくする運動の推進

「社会を明るくする運動」を通じ少年非行防止の重要性を周知します。

成 果 指 標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
登録ボランティア団体数	団体	11	13



社会を明るくする運動「親子マス釣り大会」

3. 子育て支援の充実

施策の方針

子どもを安心して生み育てるくことができるよう、地域・行政が一体となった多面的な子育て支援施策を推進します。

現状と課題

本町の児童人口（中学生まで）は、平成19年度末の1,812人から平成21年度末には2,092人へと、周辺宅地開発や子育て支援施策の充実により着実に増加しています。

次世代育成クーポンや子どもの医療費助成制度の実施等により給付面での制度は充足されている一方で、保護者の働き方の変化による保育所や学童クラブの入所申込者の増加、子ども家庭支援センターへの相談案件やひとり親家庭が増加傾向にあり、児童の受け入れ態勢の整備や相談業務の拡充が大きな課題となっています。

今後とも子育て家庭への経済的支援や保育サービスの充実など、安心して子どもを生み育てるくができる環境づくりを「次世代育成支援行動計画」に沿って推進していくことが求められています。

主要施策

（1）保育サービスの充実

保育所への入所申込者が増加していることから、保育所の整備や定員変更等により、保育需要に対応した受け入れ体制の拡充を図ります。また、特別な支援を要する児童等に対応した保育サービスの充実や幼稚園の預かり保育制度の確立等に努めます。

（2）学童クラブ・児童館活動の充実

放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを拡充するため、学童クラブの改修等による定員増を図るとともに、児童館活動の充実に努めます。

(3) こども公園の整備

まちの次代を担う子どもとその保護者また地域住民との交流の場の拡充を図るため、広場の機能を持たせた（仮称）ひので森林こども中央公園並びに（仮称）ひので森林こども大久野公園の整備に努めます。

(4) 子育て家庭への支援サービスの充実

子育て家庭への経済的支援として、次世代育成クーポン交付事業や子ども医療費助成事業を実施します。

また、子育てのネットワーク作りや環境の充実を審議する検討会において、子ども家庭支援センター事業、ショートステイ事業やファミリー・サポート・センター事業等をも含めて子育て家庭への支援サービスの検討を進めます。

(5) ひとり親家庭への支援の推進

ひとり親家庭が自立し、安定した生活を送れるように、関係機関と連携し、適切な相談・支援に努めるとともに、各種制度の周知と利用促進に努めます。

成 果 指 標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
認可保育所定員	人	350	490
学童クラブ定員	人	155	280

4. 高齢者支援の充実

施策の方針

高齢者がいつまでも生きがいを持って暮らすことができるよう、生きがいづくりや社会参加を促す施策を推進するとともに、介護保険事業の適切な運用に努めます。

現状と課題

わが国の急激な高齢化は、日の出町においても顕著であり今後本町においても、財政的な大きな負担となって来ることは明白です。このため、将来的な高齢者増による医療費をいかに抑制するかということが大きな課題となってきています。

これに対応するため、在宅の高齢者に対する各種サービス、健康教室について町民への周知が必要不可欠であり、広報等を通じPR活動を行う必要があります。また、老人福祉センター事業の充実、老人クラブ等への支援等、高齢者の生きがい活動、シルバー人材センターでの雇用の場を確保し今後一層充実していく必要があります。

さらに、高齢者の権利擁護事業についても、今後積極的に取り組んでいくことが必要です。

介護については、施設はすでに充足され、地域密着型サービスについても現行ではニーズに足りていますが、今後の高齢者人口の増加に伴う問題に対応していく整備計画等が検討課題となっています。

主要施策

(1) 在宅サービスの充実

在宅高齢者に対し現在実施している各種のサービスの見直しを行い高齢者のニーズに合ったサービス提供を行います。

(2) 生きがいづくりと社会参加の促進

老人クラブ等の活動支援を行い高齢者の学習及び健康づくり、交流の場とします。高齢者の社会参加の促進については、高齢者外出支援バス、おでかけ支援ドリームカーを活用し地域の中で安心して生活をできるようにします。

また、高齢化の進む中で働く意欲のある元気高齢者の方々についてはシルバー人材センターにおいて長年に渡る豊かな経験や知識を生かした雇用の場となるよう支援していきます。

(3) 権利擁護及び認知症対策の推進

高齢者虐待への対応など高齢者の権利に関して関係機関と連絡・連携を図りながら高齢者の権利擁護に努めます。また、認知症対策についてもキャラバンメイト（認知症サポーターを養成する講座で講師役を務めていただく人のこと）による認知症サポーター養成講座を推進していきます。

(4) 地域密着型サービス事業の充実

ひとり暮らしの高齢者等が、住み慣れた地域で生活を維持できるよう、住民ニーズ等を考慮して、小規模なサービス拠点やグループホーム等の地域密着型の基盤整備を適切に進めます。

(5) 介護保険対象サービスの充実

3年ごとの事業計画の点検・評価・見直しのもと、要介護認定から保険給付、保険料徴収まで、総合的な運営体制の強化を図り、介護保険制度の適正かつ円滑な運営に努めます。

成果指標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
悠友クラブ会員数（老人クラブ）	人	559	646
シルバー人材センター会員数	人	455	494
地域密着型サービス拠点施設	箇所	1	2

5. 障害者支援の充実

施策の方針

障害者が地域社会の一員として自立し、安心していきいきと暮らせる施策を総合的に推進します。

現状と課題

平成18年10月の障害者自立支援法の施行に伴い、地域で生活する障害のある人が、ライフステージに応じて、可能な限り自己選択・自己決定ができるような社会づくりに向けて相互に協力しあうことを基本理念として、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスや地域生活支援事業を実施しています。

また、障害者の経済的支援として各種手当の支給、サービス利用の自己負担額の軽減等を行っています。

しかし、近年の障害者のニーズの多様化や障害者の保護者及び障害者自身の高齢化から地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の強化や就労支援の場の確保が必要になっていきます。また、障害者の社会参加や就労に欠かせない基盤整備としてバリアフリーのまちづくりが求められています。

主要施策

(1) 関係機関との連携と自立支援の充実

保健、医療、教育、雇用等関係機関との連携を進め、豊かな人間形成のための幼児期からの保育と教育の充実に努めるとともに、自立した生活を営むための雇用の確保等に努めます。

(2) 障害福祉サービスの充実

障害者自立支援法の施行に伴い、平成23年度には訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援事業のすべてが新たなサービス体系に移行されることから、それぞれの障害者のライフステージ、それぞれの障害者のニーズに合った、きめ細やかな福祉サービスの提供に努めます。

(3) 安全で快適な環境づくりの推進

ノーマライゼーション^{※7}の理念に基づき、障害に不安や不便を感じることなく、できるだけ安全・快適な地域生活が営めるようバリアフリーに配慮した生活基盤の整備と移動や災害時における安全対策の確保に努めます。

(4) 広報・啓発活動の充実

ノーマライゼーションの理念に基づく、地域社会づくりへの啓発を進め、住民参加を図り、障害や障害のある人についての理解を促進し、相互理解と交流の機会の拡充を目指します。

成果指標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
施設入所者	人	16	15
グループホーム等入居者	人	21	30
移動支援事業利用者	人	16	25

^{※7} 高齢者も若者も、障害者もそうでない人も、すべて人間として普通（ノーマル）の生活を送ることができる社会こそ、普通の社会であるという考え方。

6. 社会保障等の充実

施策方針

すべての町民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない老後を送ることができるよう、社会保障制度の適正な運用と住民理解の浸透に努めます。

現状と課題

国民健康保険、後期高齢者医療制度などの各種医療制度は、加入者の低所得化や高齢化に加え、生活習慣病の増加や医療技術の高度化による高額医療等から長期的かつ安定的な運営の確保が難しくなっています。今後は、適正な給付に努めるとともに、疾病予防や介護予防を図り、診療報酬の軽減等による医療費の適正化を図る必要があります。

しかしながら、また一方では高齢者やがん患者の医療費負担が日常生活に多大な影響を及ぼしております。今まで町に貢献してきた高齢者やがん患者の医療費負担の軽減を図り、社会復帰への支援を行う必要があります。

国民年金は、老後の生活を支える基盤となる制度であるという理解を深めることや、私たちの生活は社会全体が支えているという意識の定着を図ることが必要です。

生活保護制度は、様々な事情で生活に困っている人々に対してその生活を保障する制度であるとともに、自立支援を目的としています。高齢化、核家族化等の社会的要因や経済・雇用情勢の影響を受け、被保護世帯は増加傾向にあります。

主要施策

(1) 国民健康保険事業の健全化

被保険者の健康づくりの推進はもとより、レセプト点検調査等の医療費適正化対策や、滞納者への納税相談・指導、国民健康保険税の収納率向上対策を図り、国民健康保険事業の健全化に努めます。

(2) 国民年金の啓発

広報紙やパンフレットの活用、年金相談の充実等を通じ、国民年金制度に関する町民の理解と認識を深めるとともに、未加入者の加入促進に努めます。

(3) 後期高齢者医療制度の推進

被保険者が、安心して医療を受け続けられるよう制度の周知を図るとともに、医療費の自己負担分の助成を継続し、安定した日常生活が図られるよう努めます。

また、制度を支える貴重な財源である保険料の収納率の向上を図り、安定した制度の運営に努めます。

(4) がん患者への医療費の助成

16歳から74歳までの町民の方が、不幸にしてがんという病魔に犯された場合、医療費の負担が日常生活に大きな影響を及ぼしています。がん患者の早期社会復帰を支援するため、医療費の自己負担分の助成を行い、経済的不安の軽減、安定した日常生活が図られるよう努めます。

(5) 低所得者福祉の推進

低所得世帯の経済的自立と生活意欲の向上を促すため、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

成果指標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
国民健康保険税収納率（現年度）	%	94.4	96.0
生活習慣病 特定健診受診率	%	41.9	75.0
生活習慣病 特定保健指導実施率	%	22.7	55.0
後期高齢者医療保険料収納率	%	99.7	99.8

第2章 快適で安全な生活環境づくり

1. 自然環境の保全と公園・緑地の整備

施策の方針

豊かな自然環境の保全に努めるとともに、低炭素社会づくりや全町自然公園のまちづくりを進めます。

現状と課題

<自然環境>

豊かな森林資源と水資源を保全するため、引き続き平井川の水質を監視するとともに、良好な地下水を維持するために、これまでどおり町内にある井戸の水質を監視していく必要があります。また、町民が安全で安心して生活できる「公害のないまち」を目指し、住宅地や幹線道路周辺での環境調査を引き続き実施する必要があります。

近年、空き地や幹線道路周辺へのごみのポイ捨てや、山間地域への不法投棄が増えているため、行政と地域が連携し監視していく必要があります。

新たな課題としては、地球規模での温暖化が進み深刻な問題となっています。温室効果ガスを削減するため、町民、事業者、行政が一体となり環境負荷の少ないまちに転換していく必要があります。

<公園・緑地>

面積の約7割を山林や丘陵地の緑に被われた本町では、日の出山のある西側は「秩父多摩甲斐国立公園」に指定され、それから連なる長渕・五日市丘陵の尾根はハイキングコースとして良好な景観を形成しています。

一方、市街地においては宅地開発や土地区画整理事業による公園や緑地が配置されており、単なる安らぎの場だけでなく、地域のコミュニティの拠点、また緑がつくるまとまりのある空間としての景観や災害時の避難場所等にと重要な役割を果たしています。

都立公園のない本町では運動公園や総合公園のような都市の基幹となる公園が必要との意見がアンケートで多くあります。また、自然の水や緑は貴重な観光資源でもあるため、町が所有する広大な平井・川北丘陵の整備方針も課題となっています。

主要施策

<自然環境>

(1) 水質調査の実施

平井川の水質調査や町内の井戸の水質検査を定期的に実施し周辺環境の監視に努めます。

(2) 河川の整備

平井川をはじめとする東京都管理の河川については、自然環境に配慮した地域住民が親しめる河川の早期整備を要望していきます。

町管理の普通河川等については、緊急性、危険性等を考慮して計画的に整備を進めます。

(3) 土砂災害の防止

急傾斜地などの土砂流出危険地域の監視及び整備を計画的に進めます。

(4) 交通環境調査の実施

圏央道の開通などにより、周辺環境が変わりつつあります。定期的に町内幹線道路交差点での交通量、騒音、振動、浮遊粒子状物質、窒素酸化物調査を実施します。

(5) 大気中の環境調査の実施

定期的に町内のダイオキシン類について調査を実施します。

(6) 不法投棄パトロールの強化

地域や警察署と連携し、不法投棄の監視やモラル向上に向けての啓発活動を行います。

(7) 低炭素社会づくりの推進

既存の環境保全条例の見直しを行い、環境基本計画の策定を目指します。また、温室効果ガスを削減するため、太陽光発電システムの設置者に対する助成制度を創設し普及啓発に努めます。さらに、公共施設へ自然エネルギーの活用を推進します。

(8) 啓発活動の推進

騒音、悪臭などの苦情に対応するため、東京都環境局と連携し改善に努めるとともに、誰もが快適に暮らせるまちを目指し、啓発活動を推進します。

(9) 環境負荷の軽減対策の推進

町に適した環境マネジメントシステムの導入について、独自のシステムも視野に入れた中で検討を進めます。さらに、地球温暖化防止は勿論のこと、災害対策・地域振興・環境保全の観点からも新エネルギー導入について検討します。特に公共施設の新設・改修を見据えて太陽光発電等の代替エネルギーを導入するとともに、一般住宅の太陽光発電システム設置に助成します。

また、庁用車についても、エコドライブの徹底をはじめ、環境面に配慮した車両の導入を進めます。

<公園・緑地>

(1) スポーツと文化の森の整備

緑の基本計画において緑化重点地区として設定している役場周辺から処分場跡地の「スポーツと文化の森」整備については、東京国体開催に伴う整備事業とともに進めます。

(2) こども自然公園の整備

平井・川北地区に予定されている「(仮称) 野鳥の森・こども自然公園」については、整備計画を策定し計画的に整備を進めます。

(3) 都市公園・緑地の整備

身近な安らぎの場として配置されている都市公園や緑地については、安全に安心して利用でき、その果たす役割が維持されるように植栽や施設の整備を進めます。

成 果 指 標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
騒音・振動・悪臭等の環境満足度	%	61.1	70.0
公園や緑に関する満足度	%	28.6	35.0
公園施設整備面積	ha	4.2	25.8

2. 生活環境の充実

施策の方針

下水道については、美しく快適な環境づくりと地域の水質保全のため、下水道未整備地区の整備検討、未接続家庭の接続促進に努めます。また、上水道については、安全でおいしい水が飲めるように東京都へ働きかけます。

現状と課題

<下水道>

本町の下水道は、平成 20 年 4 月現在、面積 527ha、管布設延長 120km で住宅等の存在している区域は、ほぼ 100% 整備されています。

下水道事業では、これまで、「蘇れ！平井川 全町に公共下水道」のスローガンを掲げ、進めてきましたが、19 年度中に目標を達成し、現在は維持管理を中心に事業を進めています。

今後は、下水道区域内の未整備地区（市街化調整区域、三吉野油田約 17ha 含む）を対象に、都市計画等と勘案しながら（区画整理等）検討していく必要があります。

また、水洗化人口の向上を図るため、未接続の家庭に接続促進を図っていくことが課題となっています。

<火葬施設>

「想い出を語るロマンの社・ひので斎場」は、あきる野市、日の出町、檜原村で組織する火葬施設であり、平成 21 年度に、斎場棟と火葬場棟をつなぐエレベーター完備の連絡通路が新設され、流域内の良好な火葬環境が整備され運営されています。今後も、利用者の利便性の向上に努める必要があります。

主要施策

(1) 管渠網の維持管理の推進

管渠網の点検・調査、診断を計画的に行い、補修の必要な箇所が生じたら早急に補修できる体制を確立します。

(2) 下水道接続率の向上対策の推進

水循環に関する広報・啓発活動等を通じて下水道未接続の家庭等へ早期の接続促進を図ります。また、下水道区域内の未整備地区について対応方法について検討します。

(3) 火葬施設の利便性向上

周辺環境に配慮した、使いやすい施設となるよう組織市町村とともに検討を進め、計画的な改修と良好な環境整備に努めます。

成果指標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
水洗化人口	人	14,862	15,515



下水道普及により水質が回復した平井川

3. 廃棄物処理とリサイクルの推進

施策の方針

循環型社会の構築に向け、ごみの適正処理や、資源の回収運動等を推進します。また、快適な生活環境維持に努めます。

現状と課題

ごみ問題は、大きな社会問題のひとつです。町では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源、有害ごみの5分別により、容器包装リサイクル法に則した収集業務を行っています。平成21年度の総ごみ量は4,608トンであり、ここ数年減少傾向にあります。一方、自治会や団体が実施する資源回収事業では、年間約500トンが回収されており資源化に対する意識が高まっています。引き続き、大量生産・大量消費・大量廃棄といった経済システムを変革し、循環型社会の構築に向けて、ごみ処理基本計画に則した廃棄物の減量、資源化の施策を進める必要があります。

近年、多摩地域ではごみの減量やリサイクルを推進するため、ごみの戸別収集やごみの有料化を実施する自治体が増えています。町では、平成19年10月に、廃棄物の減量と資源化を推進するため、「ごみの戸別収集、有料化実施に向けた一般廃棄物のあり方」について廃棄物減量等推進審議会に諮問しており、その答申を受け、町としての最終的な結論を出すことになります。

また、町内から排出されるごみは、西秋川衛生組合で処理されていますが、処理施設の老朽化や、最終処分場の延命化、更なる循環型社会構築に向けて、新たな施設の建設計画が進んでいます。

一方、し尿については、秋川衛生組合に投入し適正に処理しています。町内全域に公共下水道が普及したことで、収集量と処理量の減少に対応していく必要があります。既存の収集体制の見直しや、処理施設の耐用年数とあわせ、組織市町村とともに検討していく必要があります。

主要施策

(1) ごみの適正処理

容器包装リサイクル法に則した分別収集を行い、ごみの減量とリサイクルを推進し、環境に配慮した適正なごみ処理に努めます。

(2) 町民、行政、事業者の三者協力による3Rの推進

3Rとは次の3つのことを意味しています。

Reduce	(リデュース)	: 減らす
Reuse	(リユース)	: 再び使う
Recycle	(リサイクル)	: 再資源化

3Rを展開するために、次の事業を実施に向け検討します。

- ・資源回収事業の推進及び奨励金の交付
- ・過剰包装やレジ袋の削減とマイバッグの普及
- ・分別意識と排出時のモラルの向上
- ・家庭での生ごみの堆肥化を推進
- ・廃棄物減量等推進審議会での審議・検討
- ・ごみゼロ大作戦21推進協力会との連携
- ・適正な廃棄物処理手数料の検討
- ・減量・資源化推進のための普及啓発活動

(3) 廃棄物処理施設の整備

新たな循環型社会の構築とごみ処理施設の老朽化や最終処分場の延命対策のため、新施設の建設設計画を進めます。

(4) ごみの戸別収集・有料化に向けての検討

ごみの減量とリサイクルを推進するため、戸別収集や有料化について、廃棄物減量等推進審議会に諮問していることから、審議会からの答申を受けた後、町としての最終的な方向性について検討を行います。

(5) し尿の適正処理

公共下水道の供用開始に伴い、将来的にし尿の収集量と処理施設への投入量が大幅に減少することを踏まえ、生し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理について、組織市町村と協議を進めます。

成 果 指 標

指標名	単位	平成 20 年度 (実績)	平成26年度 (目標)
ごみ収集量	トン	4, 642	3, 945
資源化率	%	21. 3	25. 0
ごみの収集・処理についての満足度	%	63. 1	70. 0
し尿汲取り・浄化槽家庭数	世帯	743	37



生活ごみの回収

4. 消防・防災の充実

施策の方針

あらゆる災害に強いまちづくりに向け、地域消防・防災力の強化を図るなど、総合的な防災体制の強化を図ります。

現状と課題

<消防>

消防団活動については、秋川消防署等との連携のもと、地域に密着した幅広い活動を行っていますが、年々、団員の減少が続き、最近では昼間の出動団員が手薄になるなど、活動が大きく制約される状況となっています。

また、資機材・装備品の配備に不十分な面があり、災害時の活動において危険な状況が生じる可能性も高まっています。さらに、防災行政無線施設(移動系)の老朽化が進んでおり、車載型・ハンディ型とも災害時での使用に不安が生じる状況となっています。

<防災>

本町において、大規模店舗の進出に伴う住宅・人口の増加、少子高齢化の進行、まちの都市形態の変化など時代や状況の変化に応じた地域防災計画の見直しを定期的に行う必要があります。

また、自主防災組織への支援の強化や、水害対策、高齢者一人暮らしなど要援護者への支援体制、救助・救急体制、事業所等との協力体制など防災体制全般にわたる取り組みが必要となっています。

さらに、防災行政無線施設(固定系・移動系)の老朽化が進んでおり、大災害発生時の不具合が懸念されるため、国が進めている無線施設デジタル化への移行に合わせて、全町的に年次計画に基づいた機器の更新が必要となっています。

主要施策

<消防>

(1) 消防団体制の整備充実

消防力の低下を招かないよう、消防団活動への支援やPRを幅広く進め、消防団員の確保に努めます。また、詰所・資機材・団員の装備品・移動系防災行政無線等の整備充実に努め、災害時に生命の安全を確保した活動ができる環境を整えていきます。

(2) 常備消防・救急体制の充実

常備消防・救急体制については、今後とも広域的連携により充実を図っていきます。

<防災>

(1) 防災体制の整備充実

町民の安全確保と防災体制の充実を図るため、地域防災計画を定期的に見直します。また、各自治会（自主防災組織）への支援を図るとともに、災害時要援護者対策、救助・救急対策、事業者等との協力体制を確立し、防災体制全般の強化を図ります。

(2) 防災情報システムの整備充実

全国瞬時警報システム（J-ALERT）・EM-net の導入に並行して、無線施設のデジタル化への移行を年次計画的に進めています。

(3) テロ対策等の整備充実

国民保護計画について、広く町民に周知し理解促進を図るとともに、武力攻撃事態等への対処など体制の整備を進めます。

(4) 防災備蓄体制の強化充実

非常用食料品の備蓄や大災害を想定した非常用物資・資機材等を確保します。

(5) 個人住宅用防災対策への支援の推進

住宅用火災警報器及び家具転倒防止器具の設置促進を図ります。

(6) 災害時要援護対策の充実

災害時要援護者アンケートに基づく災害時要援護者リストの実用開始と、救急医療情報キットの設置促進を図ります。

成 果 指 標

指標名	単位	平成 20 年度 (実績)	平成26年度 (目標)
消防団員数	人	217	220
女性消防隊員数	人	9	12
防災訓練参加者数	人	3, 141	3, 298
火災や災害からの安全性 満足度	%	49. 1	60. 0
個人住宅用火災警報器設置世帯数	%	約 75	約 98



各地域で展開される「安全安心パトロール」



家具転倒防止器具展示コーナー

5. 防犯・交通安全の充実

施策の方針

防犯や交通安全意識の高揚やパトロール体制の充実等を図り、犯罪や交通事故の起こりにくい環境を整えます。

現状と課題

＜防犯＞

町内では、22の自治会及び商工会で自主防犯パトロール隊を設置しています。未設置の自治会については、地区が広範囲にわたるなどの地域性もあり、五日市防犯協会支部員と連携した自治会合同でのパトロール実施を行っています。限られた人員や時間で効果的なパトロールを行うためには、犯罪や交通事故などの情報を収集して活用することも必要となってきます。

また、犯罪者は防犯意識の高い都心部から郊外に流れてくる傾向にあります。のどかな住環境や人の好さなどの美点は尊重しながらも、特にお年寄りを中心に鍵かけなど基本的な事柄をいかに浸透させていくかが課題となっています。

幼児や児童に対しては交通安全教育の際に、合わせて防犯教育を行っています。今後もすべての教育機関で実施していく必要がありますが、家庭教育の重要性という観点から、保護者の防犯意識の醸成も課題のひとつです。

＜交通安全＞

各小中学校や保育園等に対する交通安全教室については春・秋の交通安全運動に合わせて実施していますが、中学校の一部は未実施です。今後いかに実施率を100%にするかが課題となっています。

道路の交通安全施設については、拡幅後の広い通りはよく整っているものの、住宅街の裏通りについては、出会い頭の交通事故が多いことから、これらの道路での交通安全の確保が今後の課題となっています。

主要施策

<防犯>

(1) 自主防犯パトロールの充実

自治会パトロール隊の一層の充実を図るとともに、無理なく安全に活動できるよう、警察・防犯協会と連携して支援を行っていきます。また、警察と連携してパトロール従事者に対する講習等を実施するとともに、犯罪発生情報などを活用し、中身のある、効果的なパトロールができるよう努めます。

(2) 町民一人ひとりの防犯意識の醸成

振り込め詐欺や悪質商法などの被害の大半はお年寄りであり、玄関ドア、車の無施錠などもお年寄り家庭に多くみられます。警察と連携し、老人会や自治会の集まりなど、機会あるごとに防犯指導を実施していきます。

(3) 子どもを取り巻く防犯体制の整備

自分の身を守る術を幼少期から身につけていくという観点から、交通安全教室と合わせ、小学校、保育園、幼稚園に対し防犯教室を100%実施していきます。

さらに、子どもを守る責任の第一は保護者にあるとの自覚を持ってもらい、家庭内での防犯教育の充実を推進していきます。

(4) タイムリーで効果的な防犯情報の発信

地域で起こっている犯罪情報、手口などを得ることで、町民ひとり一人がそれに対する対策を講じ、結果的に地域の防犯力が高まります。これらの情報を、あらゆる媒体を通じてタイムリーかつ効果的に発信していきます。

<交通安全>

(1) 交通安全教育の充実

すべての小中学校・保育園・幼稚園等に対し、警察や教育委員会と連携して、交通安全教室の実施を進めています。また、若者による自転車の交通事故が増えていることから、目の前で実際の交通事故の様子を再現して恐怖を与え、交通安全の意識を高めています。

お年寄りによる横断中などの交通事故が絶えないことから老人会や自治会の会合等により交通安全啓発活動を推進していきます。

(2) 裏通りも含めた交通安全施設の整備

裏通りでの信号のない交差点などで交通事故が多発していることから、交差点における反射鏡の設置や、注意を促すためのキラキラ舗装など、交通安全施設の整備を推進していきます。

(3) 交通安全協会支部員の効果的な活動の推進

年1回行われる規律訓練において、基本的な規律とともに実用的な交通整理要領及び事故防止のための留意点について警察と協力して指導し、効果的な活動を推進していきます。

(4) タイムリーで効果的な交通安全情報の発信

最近の事故事例やその原因を知ることにより、町民一人ひとりがその対策について考え、結果的に交通安全の意識を高めていくことができます。これらの情報を、あらゆる媒体を通じてタイムリーかつ効果的に発信していきます。

成 果 指 標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
自治会防犯パトロール組織率	%	85.2	96.3
防犯・交通安全施設整備の状況 満足度	%	40.8	50.0
交通事故発生件数	件	76	69

第3章 定住と交流を生み出す生活基盤づくり

1. 土地の有効利用

施策の方針

農村環境と都市環境が調和した均衡ある発展に向け、秩序ある計画的な土地利用を推進します。

現状と課題

面積の大半が森林と農地等の豊かな自然に恵まれた本町では、まちを東西に流れる平井川やその支流に沿った都道を中心に古くから市街地が形成されています。また、台地部においては圏央道日の出インターチェンジを軸に工業地域、商業地域が広がり、近年大型商業施設が進出し地域商業の核となっています。

市街化区域は町の約 12%で、幹線道路沿いは市街地として整備されていますが、中に入れば未利用地や農地も多く開発によるスプロール状市街地となっています。市街化調整区域にある丘陵地や里山、農地、河川などの水辺は良好な自然環境とともに貴重な観光資源でもあり開発の規制を図りながら良好な環境づくりを進める必要があります。

既成市街地では少子高齢化や基盤整備の違いから地域的な人口の変化が現れていますが、利便性の良い台地部周辺に人口が増加しています。そのような状況から台地部の土地利用についても農地の保全を図りながら都市計画として整合のとれた基盤整備を進めることが課題となっています。

主要施策

(1) 土地利用の方針の確立

本町が目指す将来像の実現に向け「都市づくり」「自然環境の保全」の指針となる「都市計画マスタープラン」「緑の基本計画」に基づいた計画的な土地利用を図ります。

(2) 台地部の基盤整備

台地部において計画的に基盤整備を推進する地区については、良好な農地として保全する地区や農業との十分な調整を図りながら市街化区域の編入を進め、土地区画整理事業等の手法により基盤整備を推進します。

(3) 開発指導の推進

適切な公共施設を設置し、安心して住めるまちづくりを目指すために「指導要綱」に基づいた指導を進めていきます。また良好な自然環境の維持のために市街化調整区域内は大規模施設の規制を図ります。

(4) 居住地域の早期地籍調査事業の促進

地籍調査成果の有効利用の観点から、細尾地区、肝要・松尾・三ツ沢地区等の既成集落を先行して調査事業を進めます。その後山間部等の調査が未了の地区については、効率の良い調査方法により地籍調査事業を推進します。

成果指標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
市街化区域面積	ha	330.3	333.4
地籍調査実施済面積	km ²	13.05	16.75

2. 都市・住宅基盤の整備

施策の方針

人々が集う魅力ある市街地の形成に向け、市街地整備方針を確立して、計画的に都市基盤、住宅基盤を整備し、定住を促進する条件整備を図ります。

現状と課題

＜市街地整備＞

本町の市街地は、主要な幹線道路沿いの地域に形成されている既成市街地と開発行為や区画整理によってつくられた新興住宅地に大きく分かれています。道路、公園等の公共施設が整備されている新興住宅地に比べ、既成市街地では行き止まりや狭隘な道路、雨水排水施設等の整備の遅れが課題となっています。

そこで道路等の都市施設が未整備のまま宅地化が進行している地域、未利用地や農地で整備が必要な地域は、経済状況の動向をみながら土地区画整理事業や地区計画等の都市計画の手法を用いて計画的な整備を推進する必要があります。

＜住宅政策・町営住宅＞

本町の住宅の特徴は中高層建築物がなく、木造戸建ての持家が多く居住水準は高い一方で、区画整理地区や人口が増加している地域では集合住宅（アパート）の建築も増えてきています。

一方、町営住宅をはじめ人口が減少している地域では老朽化した木造住宅も多く見受けられ、地震時における倒壊の危険性もあります。

本町では「耐震改修促進計画」を策定し建築物の耐震化を図っていますが、今後は「バリアフリー」や「省エネ」などのリフォームについても助成制度の導入を検討し、町民が「安全・安心・快適」に暮らせる居住環境の整備を推進することが課題となっています。

主要施策

<市街地整備>

(1) 地区計画の推進

良好な居住環境や魅力あるまちづくりのため地区の整備方針やルールとなる地区計画の取り組みを推進していきます。

(2) 土地区画整理事業の推進

農地が多く道路が未整備な尾崎原地域は近年開発行為により宅地化が進んでいます。今後も社会経済状況の動向をみながら計画的な土地利用の見直しを検討していきます。

また、周辺の状況の変化により土地利用の見直しが必要とされる三吉野場末地区についても関係機関と協議の上事業化に向けて推進していきます。

<住宅政策・町営住宅>

(1) 耐震改修の促進支援の充実

地震時における一般住宅、公共建築物、民間の特定建築物の倒壊等による被害を低減するために一般の木造住宅の耐震診断助成及び耐震改修助成を実施しています。

(2) 町営住宅建替え等の推進

木造の東本宿住宅、下平井住宅、塩田住宅、落合住宅の 21 戸を用途廃止し、新たに東本宿住宅地に 21 戸建設し集約します。

また、諏訪下住宅については平成 24 年度以降建替住宅の計画を進めています。

(3) 新規町営住宅建設の検討

新規町営住宅については、諏訪下住宅整備に併せて一般住宅のほか、高齢者や障害者が安心して住める住宅及び、次世代育成住宅の建設について検討します。

成 果 指 標

指標名	単位	平成 20 年度 (実績)	平成26年度 (目標)
三吉野場末土地区画整理事業の進捗率	%	0	50
公共建築物の耐震化率	%	68	95
民間特定建築物の耐震化率	%	75	88
東本宿住宅建替え戸数	戸	0	21
諏訪下住宅建替え戸数	戸	0	20



住宅整備が進む三吉野桜木土地区画整理地区

3. 道路・公共交通の充実

施策の方針

道路網の骨格をなす幹線道路の整備を推進するとともに、身近な生活道路環境の向上を図ります。また、だれもが利用しやすい公共交通の充実を図ります。

現状と課題

本町では、これまで関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や車両の大型化が進む中で、より一層安全で快適な道路網・道路環境の整備が求められています。

生活道路についても住民の整備要望は高いにもかかわらず改良率は充分といえる状況となっていません。また、橋梁についても、老朽化が進んだ橋梁が多くあり、今後劣化損傷が心配される状況で、計画的な改修整備が必要となっています。

公共交通では、JR五日市線の利便性向上についての住民の要望が強くなっています。また、JR武藏五日市駅やJR福生駅に接続する路線バスに加え、町内循環バスも運行されていますが、今後一層の充実が求められています。

主要施策

(1) 都道の整備促進

都道については、着実に整備が進んできていますが、未整備の路線について、今後も東京都に対し早期の整備を要望していきます。

また、災害時の地域の孤立化を防ぐ目的として、日の出～青梅間のトンネルの整備促進も要望していきます。

(2) 町道の整備

1級町道は、道路網の基幹をなし広域的性格をもつ道路です。整備にあたっては、補助制度を活用し、緊急時への対応、バリアフリー、環境・景観に配慮した安心な道づくりを計画的に進めます。また、2級町道は、1級町道を補完する道路として、1級町道の整備にあわせ計画的に整備を進めます。

その他の町道は、住民生活に欠かすことのできない生活道路です。狭隘な道路について、安全性に配慮し、計画的に整備を進めます。

(3) 橋梁の整備

橋の整備にあたっては、既設橋耐力調査等を実施し、その結果をもとに計画的に補強工事、架替え工事等を進めます。

また、必要に応じ、道路とのアクセス橋を含め、公共施設への利便性を高める人道橋の建設も検討します。

(4) 公共交通の利便性の向上

JR五日市線・青梅線の利便性向上を関係機関に働きかけるとともに、町民の身近な足としての路線バスについても路線維持やJR駅との結節・利便性向上等を働きかけていきます。また、町内を循環するコミュニティバス（町内循環バス、外出支援バス）については、今後とも運行・運営方法について検討を進め、その充実に努めます。

成 果 指 標

指標名	単位	平成 20 年度 (実績)	平成26年度 (目標)
道路改良率	%	48.7	50.0
道路舗装率	%	84.9	88.0



営業運転中の西東京バス



住民の足になる外出支援バス



補強架替工事が急がれる町内の橋梁

4. 情報化の推進

施策の方針

だれもが安全・安心で豊かな生活を送ることができるよう情報技術を活用し、まち全体の情報化の推進や電子自治体の構築を図ります。

現状と課題

全国的に情報ネットワーク社会が形成され、地方自治体においてもインターネットを通じて各種サービスを提供する「電子自治体」の構築が進んでいます。本町においても日の出町地域情報化計画を策定し、これまで計画的に情報化の推進に取り組み、光ファイバー網が整備されるとともに、電子自治体化も推進しています。

今後、電子申請サービスの利用拡大やワンストップサービスに向けた手続きの改善等を推進していく必要があります。さらには、今後とも情報リテラシー（情報技術を使いこなし活用する能力のこと）の向上と個人情報保護等の安全、安心性の確保を図るための情報セキュリティ対策の充実を図っていく必要があります。

主要施策

(1) 電子自治体の推進

情報化に伴う経費の増大や情報通信技術の進展に的確に対応するため情報システムの効率のよい安定運用を図ります。特に、事務改善、プロセス改善を前提とした情報システムの見直し、改善を行い、効率の良い情報システムの構築に努めます。

さらに、各種手続きのワンストップサービスや既存システム、各部署で個別に導入しているG I Sの統合などについて検討を進めています。

(2) 情報セキュリティと情報リテラシー対策の充実

各種情報サービスを安全かつ円滑に利用・運用するため、情報セキュリティ対策を推進します。また、町民の情報セキュリティ意識の啓発と情報活用能力の向上を図るため、I C T教育・研修機会の拡充に努めます。

成果指標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
電子申請の利用件数	件	0	100

第4章 豊かで活力に満ちた産業づくり

1. 農林業の振興

施策の方針

農林業の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、生産者、関係団体、行政が一体となって、情勢の変化を的確に踏まえて多様な農林業振興施策を推進します。

現状と課題

<農業>

本町の農地は、秋留台地に代表される平野部の多い平井地域と秩父多摩甲斐国立公園の玄関口にあたる山間部の多い大久野地区に分類することができます。

本町の農業は、国内農業と同様に農業後継者不足、農業者の高齢化が進み不耕作地の増加が予測され、有害鳥獣被害の拡大が問題となっています。また、個々の経営規模が小さい農家が多く特に大久野地区は、小規模農地が連担しながら点在しています。

基盤整備の面では、村づくり交付金事業（農村総合整備事業）により、油田地区の農業用排水施設、坊平・玉の内地区の農業集落道整備及び玉の内地区に集落農園整備事業を実施しています。

今後は、農業総合振興計画に基づいた、認定農業者等への支援、農業者の育成・確保、良好な農地の保全及び有効利用及び、農産物被害対策に努めるとともに、特産品の開発等を促進していく必要があります。

<林業>

本町は、森林面積が全体面積の約7割を占め、そのうち人工林が約8割と資源的には大変充実しています。しかし国産材価格の長期低迷による林業の採算性は極端に悪化し収益が見込まれないことから、伐期を過ぎても伐採されない森林や長期の手入れ不足から荒廃した森林が増加しており、これらは木材生産のみならず森林の持つ水源の涵養、土砂災害の防止等の多面的な公益機能の低下を来たしています。

このような中、近年地球温暖化防止効果等森林の持つ公益的機能が広く一般に認識され森林整備の重要性が注目されてきており、今後それぞれの森林の地域特性や各種ニーズに合った森林整備事業や林業生産基盤の整備を推進し、林業の再生、振興及び公益的機能の維持、発揮を図っていく必要があります。

主要施策

<農業>

(1) 農業の振興

地域に密着した効率的な農業経営の推進、農畜産物の製品化・加工と付加価値の向上及び地域内の活用を図ります。

(2) 農業者の育成

認定農業者等への農業関連廃棄物の適正な処理・リサイクルの促進等の支援充実を行うとともに、農業後継者や新規就農者の確保・育成対策のため、各農業団体と協議し推進に努めます。

(3) 農地の保全と確保

基盤整備事業を終了した三吉野油田地区、宮本地区及び市街化調整区域内の一団となった農地を保全していくとともに、遊休農地の増加を防止するため、関係法令に基づき、農地の有効利用の徹底を図ります。また、農作物被害の対策を図ります。

(4) 農業による生活環境の保全

地域住民に自然とふれあえる農業体験の場として、町民農園事業及び関係機関と連携し観光農園整備について検討を行っていきます。

(5) 地域特産物の開発

地域の特性を生かし消費者のニーズに即した農産物の生産及び農畜産物の加工品の開発を促進します。

<林業>

(1) 林業実施体制の育成強化

高齢化、後継者不足のため林家個々の分散型施業から森林組合等事業体による合理的な集約型施業（施業計画）を推進するための指導、支援を行います。また林業の機械化、近代化経営、後継者育成等のための各種研修会、講習会等への支援を行います。

(2) 林業生産基盤整備の推進

適切な森林整備を行うため、都の補助事業等を活用した林道の整備（開設・改良）を進め、将来的に各林道のネットワーク化を目指します。また隨時既設林道の維持補修に努めます。

(3) 多面的な森林整備の推進

国や都と連携してそれぞれの森林の立地条件や所有者等のニーズに合った各種森林整備事業（補助事業等）の活用を図り、木材の生産のみならず、森林の持つ多面的な公益機能の維持、発揮のための森林整備を推進します。

(4) 地元産材の普及利用拡大

都と連携して多摩産材の公共施設での利用を促進するなど、地元産材の普及、利用拡大を図り、持続的な森林資源の循環による林業及び木材関連産業の振興を目指します。

成 果 指 標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
耕作放棄地	ha	5.6	2.7
認定農業者	人	16	19
農業者年金加入数	人	35	38
林道延長	km	31	33.5
林道密度	m/ha	16.17	17.45
間伐実施面積	ha	(单年) 43	(5カ年累計) 250

2. 商・鉱工業の振興

施策の方針

人々が集う、にぎわいの場の再生と創造に向けて商業拠点の整備や経営の近代化を支援するとともに、地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、職住近接のまちづくりに努めます。

現状と課題

＜商業＞

本町の商業は、都道沿いの既成住宅街に立地し、町内消費者に依存した小売業によって成り立ってきましたが、圏央道の中央道から関越道間のリンクなど、道路交通網の整備の影響により、平成19年11月、三吉野桜木土地区画整理地内に、敷地面積131,685m²、商業施設面積73,447m²、駐車スペース3,700台を備えた、複合商業施設イオンモール日の出が進出し、西多摩地区全体の消費者の行動パターンが大きく変化しました。

今後は、（仮称）日の出町商工業振興計画等の策定により、既存の商店と大型店舗との共存共栄を図るとともに、消費者相談、消費者団体等への活動支援を行う必要があります。

＜鉱工業＞

本町の工業は、従来からの森林資源や鉱物を活用した地場産業の形態が、三吉野工業団地により新規企業の誘致や既存工場の集約化等が行われ、さらには圏央道日の出インターチェンジの開通もあり、同団地が本町の工業の中心地となっています。

今後は、首都圏西部地域産業活性化協議会及び（仮称）日の出町商工業振興計画等の策定により、職住近接のまちづくりを推進する必要があります。

また、町内の鉱業については、採石が平成19年度に終了したことから、現在は東京都と採石跡地の共同パトロールを行っています。

主要施策

<商業>

(1) 商工会との連携

商工観光産業の振興に関する基本条例に基づき、商工会との連携を密にし、商業の振興に努めます。

(2) (仮称) 日の出町商工業振興計画の策定

今後、(仮称) 日の出町商工業振興計画の策定を行い、本町の商業の活性化を図ります。

(3) 町外消費者の町内への誘導並びに消費者への支援

イオンモール日の出に隣接している商工振興ひろばの特色を活用し、地元商品のPR及び観光地等を紹介し、町外消費者の町内への誘導を図ります。

また、町の総合相談の中で、消費者相談員による相談を行うとともに、消費者団体への支援等を行います。

(4) 中小企業振興資金融資制度の充実

中小企業振興資金融資制度の充実を図り、商業者育成のため、商工会への活動支援に努めます。

<鉱工業>

(1) 首都圏西部地域産業活性化協議会の発足

今後、首都圏西部地域産業活性化協議会の発足により、首都圏西部地域広域基本計画の策定の中で、参加市町村並びに東京都等と連携し、本町の工業の活性化に努めます。

(2) (仮称) 日の出町商工業振興計画の策定（再掲）

今後、(仮称) 日の出町商工業振興計画の策定を行い、本町の工業の活性化を図ります。

(3) 企業間ネットワークの充実

青梅線沿線地域産業クラスター協議会を通じ、近隣自治体・商工団体との連携を深め、企業支援体制を強化し、企業間ネットワークの充実を図ります。

(4) 商工会への活動支援

中小企業振興資金融資制度の充実を図り、工業者育成のため、商工会への活動支援に努めます。

(5) 鉱業認可権限の移譲への対応

地方分権改革推進委員会の第1次勧告において、都が行っている砂利採取法及び採石法に基づく採取計画の認可等について、都道府県から基礎自治体へ権限委譲を行うべきとされていることから、移譲となった場合には万全な対応に努めます。

成 果 指 標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
商店数	件	248	258
就業者数	人	3,053	3,070
年間商品販売額	百万円	39,039	39,260
事業所数	件	61	62
従業者数	人	1,980	2,050
製造品出荷額等	百万円	63,263	65,500
消費者相談数	回	11	12
消費者団体数	件	1	1



町の商工業の中心を担う日の出グリーンプラザ

3. 雇用の創出

施策の方針

ハローワーク青梅と連携し、雇用の情報等を提供するなど、雇用促進に努め、町内居住者の完全失業率の低下を目指します。

現状と課題

平成 19 年度後半に生じたサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の深刻化もあって、全国的に就業者数は減少傾向にあります。経済のグローバル化に伴い、国内外の経済動向によって今後とも様々な形で雇用問題が発生すると予想されることから、雇用対策の充実に努めていく必要があります。

主要施策

(1) 雇用の促進

今後、首都圏西部地域広域基本計画及び（仮称）日の出町商工業振興計画の策定などによって地域産業の一層の活性化を努め、雇用の促進を図ります。

成果指標

指標名	単位	平成 20 年度 (平成 17 年度 国勢調査)	平成26年度 (目標)
完全失業率	%	5.6	3.9

4. 観光の振興

施策の方針

町の観光振興計画を策定し、観光資源のネットワーク化や観光・交流イベントの充実等に努め、農業・商工業など地域産業の活性化に寄与する観光の振興を図ります。

現状と課題

国では平成18年12月に「観光立国推進基本法」が成立し、全国的に観光振興への取り組みが盛んになっています。

本町の観光は、東京都内にありながら東京とは思えない豊かな自然を有し、且つ都心からのアクセスも比較的容易な立地条件にありますが、既存観光施設が単体で運営されていたり、魅力ある観光資源が活用されずに見過ごされており、そのため、本町への来訪者の滞在時間も短く経済効果もきわめて低い状況にあります。

また、平成19年11月にオープンしたイオンモール日の出には多くの来訪者がありますが、イオンモール日の出と町内の観光資源の連携が図られておらず、来訪される人々をまちの観光に誘導できていないのが現状です。さらに人的要素をみても、観光業を生業とするものはほとんどなく、観光に対する町民の意識も高いとはいえません。こうした状況から多くの地域資源が観光資源として活用されず埋もれたままになっています。

本町の課題は、イオンモール日の出と平井・川北丘陵地区に整備予定されている「(仮称) 野鳥の森・こども自然公園」を中心とし、顕在資源（既存施設等）のブラッシュアップ（魅力度を上げるためにみがき直すこと）、資源の多角的活用及び潜在資源の発掘・活用などのほか、町内に散在する観光資源のネットワーク化を進めることができます。

また、入込観光客への観光情報発信機能を充実するため、積極的なPR活動やホームページの充実、案内表示板の設置なども必要となっています。

さらに、以上の現状と課題を踏まえ、今後の本町の観光振興の方向性をより明確に示した「日の出町観光振興計画」を策定し、資源の効果的・効率的活用を促し、来訪者の町内全体での滞在エリアの拡大及び滞在時間の延長等による経済効果向上に対する方策の構築など、観光振興策への取り組みが急務となっています。

主要施策

(1) 観光商品づくり

既存商品の利用や、新たな商品開発を支援します。

(2) 観光ルートづくり

地域資源のネットワーク化を図り、花木を活用したハイキングルートの整備等、様々な魅力ある観光ルートを設定し、来訪者の滞在時間の延長を促進します。

(3) イベント戦略の構築と推進

既存イベントの連携化を図りつつ、新たな切り口による魅力付けを行うとともに、新たなイベントを構築し、イベント戦略のイノベーション（実施効果を高めるための革新・新機軸を打ち出すこと）を進めます。

(4) 人材育成への取り組み

観光ボランティアの育成等、産学官連携による人材育成への取り組みを行います。

(5) イメージ戦略の構築と推進

地域特性を活用したエコツーリズムを始めとするニューツーリズムの推進等、地域イメージをアップする具体的な方法を構築し、実行に移します。

(6) マーケティング戦略の構築と推進

日の出町ファンを拡大するための戦略を構築し、実行に移します。

(7) 推進体制の確立

観光関連団体の推進体制づくりを支援します。

(8) 「日の出町観光振興計画」の策定と実施

平成 22 年度に「日の出町観光振興計画」を策定し、平成 23 年度より 4 カ年で実施、その後は 5 年ごとに見直しを行います。

成 果 指 標

指標名	単位	平成 20 年度 (実績)	平成26年度 (目標)
入込観光客数	万人	20	35



観光振興計画の要となる
「地域資源発掘調査報告書」



日の出山荘、ロンヤス会談の舞台となった
「青雲堂」



町の農産物として成長を続ける
「ブルーベリー栽培」



観光集客の要ともなる「機関車バス」

第5章 人が輝く教育・文化のまちづくり

1. 学校教育の充実

施策の方針

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた児童生徒の育成を目指して特色ある教育活動を推進するとともに、学校施設・給食施設の整備等を進めます。

現状と課題

＜学校教育＞

学習指導については、少人数指導の充実、授業改善推進プランの改善・充実に努め、確かな学力の向上が着実に図られています。また豊かな心を育むため、道徳、人権教育等にも学校・家庭・地域が一体となり取り組み、事業を展開し、成果をあげています。

教職員研修の充実では、平成21年度より配置された指導主事を中心として、初任者、中堅教員の研修の充実が図られています。

教育機器、教育教材、ICT化に向けては、電子黒板の購入、図書購入、教育用コンピュータの整備を図ってきており、平成20年度は、中学校教育用コンピュータの入替えを行い、平成21年度、小学校教育用コンピュータの入替えを行いました。

学校・家庭・地域社会の連携については、各校とも開かれた学校経営を目指した中で、地域に根ざした学校として確立しています。また地域の人材を活用した学習支援ボランティアの充実も図られてきています。

学校施設の整備・充実については、耐震化工事はすべて終了していますが、施設の老朽化は否めず緊急度に応じて計画的に改修整備を進めていく必要があります。また、授業時数の確保から、夏期休業中の授業に対する環境整備が必要となっています。地域

への開放状況は体育館については積極的に行ってています。さらに、余裕教室等の活用は、地域子ども教室、学童クラブの利用等に努めています。

通学路の安全確保については、PTAとの連携の中で、道路管理者等と協議を行い、計画的に安全確保に努めています。また、防犯対策として、関係機関との連携で各校とも積極的にセーフティ一教室を開催し、対策を講じています。さらに、安全管理対策として、緊急管理マニュアルの整備や監視員・管理員等により安全確保に努めています。

このように学校教育の充実に積極的に取り組んできましたが、本町の次代を担う子どもたちのために今後とも一層の充実に努めていく必要があります。

<学校給食>

学校給食センターでは、町の未来を担う児童・生徒に、手作りで安全・安心な美味しい給食を提供しています。今後とも、給食を通じて成長期にある児童・生徒に栄養や健康への指導等、食生活に関わる正しい理解と望ましい習慣を養うため、学校と連携を密に適切な学校給食の実施に努めていく必要があります。

主要施策

<学校教育>

(1) 教育活動の充実

課題を抱える児童生徒に対して、教員配置のほか、支援員の配置を検討し、適切な学習支援の充実を図ります。

(2) 教育相談機能及び関係委員会の充実

多様化している教育相談に対応するため、学校、教育相談室の相談機能の充実を図り、支援教育運営委員会・就学相談委員会・支援教育コーディネーター連絡会の組織の効率化と整理統合に取り組みます。

(3) 就学支援事業の充実

就学支援シートの活用により、相談支援体制を整備し、円滑な就学相談を推進します。

(4) 自立支援事業の推進

長期欠席児童生徒支援票の活用や適応支援グループでの学習支援などを通し、学校との連携を深め、不登校対策の充実を図ります。

(5) 施設の整備

施設整備について、人口増による児童生徒の増加も見込まれるため、より一層の整備改修が必要であり、計画的に推進します。また、エコ対策事業の推進について検討を行います。

<学校給食>

(1) 食育の推進

子どもの食育は心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことから、「食事の重要性」「心身の健康」「食器を選択する能力」「感謝の心」「社会性」「食文化」の観点から食に関する指導の充実を図ります。

(2) 食材の地場産利用（地産地消）の推進

現状では、生産量や価格等の問題があり使用するのは厳しい状況ですが地元生産者の新鮮な食材料を給食食材に使用していくために、生産者はもとより、関係団体とも協議を重ね、速やかに地場産物を使用した給食が提供できるよう努力していきます。

(3) 施設の整備

老朽化が目立つ建物については、当面は劣化が進んでいるところから補修に留めて、近い将来の建替えを視野に検討を進めています。

成 果 指 標

指標名	単位	平成 20 年度 (実績)	平成26年度 (目標)
学校図書の蔵書数（中学校）	%	86	100
学習支援ボランティア登録者数	人	20	50
漢字能力検定の充実	%	53	80
小学校教育用コンピュータの導入 (入替)台数	台	60	120
中学校教育用コンピュータの導入 (入替)台数	台	80	80
電子黒板数	台	1	6
施設整備	%	50	80
地場産物の消費量	kg	0	150



教育環境の充実を図ります



地場産食材を利用した給食で食の安全と心身の健康を大切にします

2. 生涯学習社会の形成

施策の方針

町民一人ひとりが自発的な学習を通じて生きがいのある生活を送るとともに、地域社会への誇りを持ちながら、積極的にまちづくりに参画することができる生涯学習のまちづくりを進めます。

現状と課題

＜生涯学習＞

近年の社会環境の変化に伴い、町民の生涯を通じて自己を高め、生きがいある生活を送りたいという意識が高まっています。また、町民の学習ニーズは高度化し、学習課題も多様化してきていることから、生涯学習内容の充実がさらに求められています。さらに、文化芸術は、まちの個性や特色を生み出す力を持つことから、地域で誇れる文化・芸術風土の醸成に努めていく必要があります。このようなことから、多様に進められている生涯学習・文化芸術活動を、新しい時代に即応した内容に再構築し、各分野を横断する総合的な生涯学習・文化芸術活動の確立を図る必要があります。

＜図書館活動＞

利用者に愛され、利用者のニーズに応え、利用者が気軽に立ち寄れる親しみやすい図書館づくりを積極的に進めていくことが目標となっているものの、最近では、近隣に近代的な大型の図書館ができ始めたこともあり、来館者数は以前と比べ減少しています。利用者への満足度を高めるため、本図書館ならではのサービスや、業務の創意工夫また、新規事業の取り入れなどが今後の課題となります。

主要施策

<生涯学習>

(1) 生涯学習推進体制の充実

生涯学習を総合的に推進するため、生涯学習推進組織の充実や指針の策定等、生涯学習推進体制の整備を図り、各種団体、サークル等との連携を強化するとともに、活動の強化を支援していきます。

(2) 生涯学習のための基盤強化

生涯学習のための施設の充実を図るため、活動拠点施設の公民館について耐震強化を図ります。

(3) 生涯学習の普及啓発と学習活動の充実

生涯学習に関する意識啓発活動の一層の充実を図るため、まちの広報紙やホームページ等を活用し、生涯学習情報の提供の充実に努めます。また、生涯学習活動の充実を図るため、地域住民の学習ニーズを定期的に把握し、各種講座・教室等の充実・新設を図るとともに、学習活動成果の発表の場の拡充等に努め、多様な学習機会の提供・拡充を図ります。

(4) 文化芸術活動の推進

地域に根ざした個性豊かな文化の創造を目指し、各種文化芸術団体等の活動内容や公演会予定等についての広報活動の充実に努め、町民の文化芸術意識の高揚を図ります。また、次代を担う子どもたちの感性を磨くためにも、レベルの高い芸術鑑賞機会の拡充や魅力的な自主文化事業の創出に努めます。

<図書館活動>

(1) 「日の出町子ども読書活動推進計画」の策定

「日の出町子ども読書活動推進計画」を5年ごとに改訂し、本町における読書活動推進に関する施策と方向性を明らかにします。

(2) 本の宅配、録音テープの貸出し業務の推進

来館できない高齢者への支援事業として、本の宅配サービスを行います。また、目の不自由な方へ録音テープとして広報「日の出」や臨床スポーツ医学を郵送にて届けるサービスの充実を図ります。

(3) お話しなど多様な活動の推進

子どもの創造力を育み、本への興味を膨らませるため、館内及び各小学校、保育園などへの出張お話し会を推進し、絵本の読み聞かせ体験や、手作り紙芝居教室等、読書活動の基本となる新規活動の取り入れを行います。

成 果 指 標

指標名	単位	平成 20 年度 (実績)	平成26年度 (目標)
生涯学習講座及び町民大学受講者数	人	2,389	2,500
図書館利用者数	人	17,490	20,000
蔵書数（本館・分室）	冊	112,272	118,000



図書館で行われた職場体験学習（平井中学校 2 年生）



「ぼく・わたしのお勧め本」コーナーを設置しています。
(平井中学校 2 年生)

3. スポーツの振興

施策の方針

住民相互がふれあい、連帶意識を高めるとともに、心豊かな人間性を培う、生涯スポーツ活動の充実に努めます。

現状と課題

スポーツは人々の「こころ」や「からだ」の健全な発達を促し、生命力や活力を与えてくれるとともに、健康で豊かなライフスタイルを構築し、夢や生きがいのある社会の形成に重要な役割を担っています。本町でも広くその価値が認識されてきており、いつでも、どこでもより多くの人が生涯を通してスポーツを楽しめる地域コミュニティづくりに向けて、スポーツの振興・普及が強く求められています。

また、スポーツ環境の充実は、特に若者層の定住化に大きく貢献し、魅力と活気あるまちづくりに欠かせないことから、今後、多様化・高度化する町民のスポーツニーズに応えるため、指導者の育成や町民の生涯スポーツ活動の積極的な支援・拡充を図る必要があります。

主要施策

(1) 東京国体の開催とスポーツ施設の整備充実

平成25年に開催の東京国体で本町は女子サッカーの競技を行うことから、開催に向けた準備に万全を期すとともに、競技場の整備を行います。また、谷戸沢処分場跡地の外周道路を利用した歩こう会やロードレース等を実施し、国体終了後、会場施設となる谷戸沢処分場跡地及び周辺地区一帯に順次、総合文化体育センター並びに野外スポーツ施設を整備していきます。

さらに、既存のスポーツ施設についても、今後とも計画的に改修するとともに、学校体育施設の開放を一層推進し、生涯スポーツ環境の充実を図ります。

(2) スポーツ団体・指導者の育成と地域スポーツ体制の確立

体育協会やスポーツ少年団等の自主的運営の充実を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブの設立を図ります。また、体育指導委員のほか、ボランティアによる地域スポーツリーダーの育成、確保を図ります。

(3) 生涯スポーツ団体・スポーツ交流事業の推進

生涯にわたってスポーツに取り組むことができるよう、年齢やライフスタイルに応じたスポーツ教室、スポーツ大会等の充実を図るとともに、全町的なスポーツ・レクリエーションイベントの充実や広域的な交流大会・イベントの開催及びこれらへの積極的な参加促進に努めます。

成果指標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
体育指導委員会事業参加者数	人	304	500
体育施設グランド利用者数	人	38,694	40,000
テニスコート利用者数	人	24,767	25,000
体育館利用者数	人	22,229	25,000
校庭利用者数	人	13,594	15,000
各体育大会参加者数	人	2,335	3,000

4. 地域伝統文化・遺産の保護・継承・活用

施策の方針

まちの貴重な文化財の保存とまちづくりへの活用を図り、町民の心のよりどころとまちへの誇り意識の形成に資するよう努めます。

現状と課題

本町には、人間と自然とのかかわりの中で生まれ、地域の風土や生活を反映し、他市町村の文化との交流を通じて育まれてきた豊かな伝統的な文化が存在します。それらは、現在生きる私たちに、わがまちの歴史や古くからの生活の様子を伝えるとともに、その根底にある知と技を伝え、日々の暮らしに精神的な豊かさや感動、生きる喜びを与えてくれます。また、地域で継承されてきた伝統的な文化は、人々の手によって掘り起こされ、再認識されることにより、地域の人々の心のよりどころとして連帯感を育み、共に生きる社会の基盤を形成する役割を担っています。

文化財は、このような伝統的な文化が結実した一つの形であり、わがまちの歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、現在及び将来の社会の発展向上のためになくてはならないものです。文化財は、将来の地域づくりの核ともなるものとして確実に次の世代に継承していくことが求められます。

このため、学校教育と生涯学習の連携強化やふるさと文化の学習の場の整備等を進めて郷土の文化や歴史を体系的に学習・伝承できる機会を増やすよう努めるとともに、様々な分野で文化遺産や歴史・文化を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。

主要施策

(1) 文化財の保護・継承方針の確立

日の出町の歴史的な景観や伝統文化などを保存・活用して、うるおいのあるまちづくり、人づくりを図るために平成22年度に「日の出町歴史文化基本構想」及び「保存活用計画」を策定して、文化財の保護・継承方針を確立します。

(2) 文化遺産の保護・保存の推進

埋蔵文化財や史跡等の調査の継続と指定の促進に努めるとともに、指定文化財についてはひき続き保護と保存調査の促進を図ります。また、歴史景観や歴史的建造物については関係住民の理解と協力のもと、保全・保存に努めます。

(3) 郷土の歴史と生活文化に親しむ活動の推進

展示施設の充実や文化財保護団体の育成と指導者の養成等を通じ、有形・無形の貴重な文化財の保護・伝承体制及び周知活動の充実を図ります。また、小中学校の郷土学習に対応した資料の貸し出し・講師の派遣等の支援体制を強化します。

成果指標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
文化財保護団体登録人数	人	300	330
文化財保存や伝統的文化の後継者育成に対しての住民満足度	%	16.3	25.0

5. 青少年の健全育成

施策の方針

家庭・学校・関係団体・地域が一体となり、地域教育力の向上を図り、子ども達の育成と青少年の健全育成事業の推進を図ります。

現状と課題

青少年が心身ともに健やかに成長することは、すべての大人の願いです。しかし、今日、青少年を取り巻く状況は、核家族化・少子化や都市化に伴う地域コミュニティの希薄化、社会的規範意識の低下、自然や広場の減少など、大きく変化しています。

また、非行の低年齢化、薬物の乱用、深夜徘徊や窃盗の増加、不登校やいじめなどの問題のほか、青少年が被害者となる児童虐待、携帯電話やインターネットを使った出会い系サイト、有害情報の氾濫などが、大人社会のあり方とともに深刻な社会問題となっています。

本町では、これまで「体験型」の活動を中心に青少年事業を推進してきましたが、今後一層、家庭・学校・関係団体・地域の連携のもと、青少年の健全育成活動の充実を図っていく必要があります。

主要施策

(1) 青少年問題協議会活動の推進

青少年を取り巻く環境をよりよくするため、家庭・学校・関係団体・地域などが協力し、町民ぐるみの育成活動が効果的に展開できるよう、青少年問題協議会の調整機能を活かし、青少年委員事業、青少年健全育成会事業などの事業連携を推進していきます。

(2) 「オアシス運動」の推進

青少年委員事業として、「オアシス運動」の展開を推進し、子ども達に挨拶の重要性の認識と実践の励行を促していきます。

<オアシス運動の4つの挨拶>

オ・・・おはようございます
ア・・・ありがとうございます
シ・・・しつれいします
ス・・・すみません

(3) 親子で体験できる事業の継続

家庭内により良いコミュニケーションを築くために、今後も、親子で参加できる事業を創出します。

(4) 青少年健全育成会事業の強化

青少年健全育成会は、大久野地区委員会と平井地区委員会の2地区の委員会で構成されており、それぞれの事業と合同事業を開催していますが、今後とも、より一層の青少年育成事業の強化を図るよう支援していきます。

(5) 放課後子ども教室の継続

放課後の子どもの「居場所」の提供と指導員への住民参加をはかり円滑な運営を行います。

成果指標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
こども体験教室（青少年委員事業） 参加者数	人	135	150
親子体験教室（青少年委員事業） 参加者数	人	187	200
青少年健全育成会事業参加者数	人	1,150	1,500
放課後子ども教室	人	2,421	2,600

6. 地域間交流の推進

施策の方針

町域の枠を越えた地域間交流活動を通して本町の魅力を再発見する機会の拡充を図ります。

現状と課題

情報化の進展や交通網の発達等を背景に、人、物、情報の交流が世界的な規模で行われ、あらゆる分野で国際化が急速に進んでいます。また、国内における地域間交流活動も、人材育成や地域活性化の大きな契機となるものであり、その取り組みが求められます。

このことも踏まえ本町では、友好町村盟約に基づき新島村と相互交流を実施してきましたが、今後、地域間交流の促進が一層求められます。

主要施策

(1) 交流推進体制の確立

産業、教育をはじめ、国内外都市とのあらゆる分野での自主的な交流活動を支援する交流推進体制の確立を図ります。

(2) 地域間交流の促進

日の出町と新島村において、それぞれの地域特性を活かした個性豊かなまちづくりと、文化・教育・産業など各分野の交流により相互の限りない発展と友好を推進するため、交流事業を実施します。また、他地域とも文化・スポーツ等を通じた相互訪問など、住民主体で活動する地域間交流活動についても支援します。

成果指標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
友好町村盟約に基づく交流事業参加者数	人	21	(5年間累計) 140



第2回新島交流「さかな園での日の出体験」



第1回新島交流「交流派遣で新島村を体験する日の出町の小学生たち」

第6章 みんなで進める協働のまちづくり

1. 人権対策・男女共同参画の推進

施策の方針

すべての人がお互いの人権・平和を尊重し共に生きる社会を築くため、人権教育・啓発活動を推進します。また、男女共同社会の実現に向けて女性の社会参画の促進を図ります。

現状と課題

<人権>

人権擁護啓発は、様々な人権問題を理解することから始まり、職員研修や町民を対象とした講演会や講座の実施により多くの人々の意識高揚を図ることが課題となっています。

人権問題には、インターネットによる人権侵害や、高齢者、児童、路上生活者、障害者、同和問題、犯罪被害者などに対する様々な課題があり、まち職員をはじめ地域住民が、人権問題に対してより一層の正しい知識と理解を深めていくことが課題となっています。

<男女共同参画>

近年、女性を取り巻く社会環境の変化を背景として、職場や地域活動など社会の多様な分野への女性の参画が一層活発化しています。しかし、女性の社会参画の増大に対応する社会的条件整備が十分とはいえない状況にあることから、男女が対等なパートナーとして、いきいきと暮らせる環境の整備を多方面にわたって進めていくことが必要です。

<平和>

平成2年9月に平和都市宣言を行った趣旨を生かすため、今後ともさらに平和な社会を築くための周知等に努めていく必要があります。

主要施策

<人権>

(1) 人権啓発活動の推進

市町村職員研修所で実施する人権啓発研修へのまち職員の参加をはじめ、より多くの町民が人権に対する正しい知識と理解を深められるよう、講演会の開催等について検討を進めます。

(2) 人権相談・援護体制の充実

人権擁護活動推進のため、関係機関や人権擁護委員、民政委員・児童委員等と連携しながら、人権相談体制・援護体制の強化・充実を図ります。

<男女共同参画>

(1) 男女共同参画社会づくり方針の確立

本町の特性や住民ニーズを踏まえ、町民一人ひとりの生き方に沿った男女共同参画社会の実現を図るため「日の出町男女共同参画行動計画」を策定し、今後の取り組み方針を確立します。

(2) 男女共同参画の推進

ワークライフバランスなどの普及促進と女性の能力開発・社会参画の機会づくりなど、男女が共同して参画する社会づくりに取り組むための環境整備を、福祉・保健・産業など関係分野の協力のもと推進します。また、女性のニーズに対応したまちづくりを展開できるよう、各種審議会、委員会等への女性の参画を積極的に推進します。

<平和>

(1) 平和に対する啓発活動の推進

平成2年9月に平和都市宣言を行ったことから、平和に対する各種の展示会等を行うなどの取り組みを行い、広く住民に戦争のない平和で明るい国際社会を築くことを、周知していきます。

成果指標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
人権啓発研修等参加人数	人	0	100
審議会等における女性委員の割合	%	30	40

2. 地域コミュニティ・NPO活動等の充実

施策の方針

住民自治に基づく個性豊かな地域づくりと協働のまちづくりの推進に向けて、コミュニティ活動やボランティア活動・NPO活動の活性化のための仕組みづくりや活動支援の充実に努めます。

現状と課題

日の出町公民館・自治会館では、防犯・防災・文化・スポーツ等、様々な地域活動が行われ、コミュニティ活動の拠点となっていますが、それの中には老朽化が進んでいる施設もあり、高齢者や障害のある方が利用するケースも増えてきています。また、都市化の影響により、核家族・共働き家庭・単身世帯が増加していることや、価値観や生活様式の多様化による連帶感の弱まりなどにより、自治会への加入率が減少しています。

一方で、労働時間の短縮や心の豊かさを求める住民ニーズの高まりなどから、町民のボランティア活動・NPO活動に対する関心は高まっています。また、行政だけでは対応しきれない課題が増加していることから、福祉分野やイベントへのボランティア活動はもとより、防災や環境、生涯学習等の多様な分野で、ボランティア活動・NPO活動が重要視されてきています。

地域コミュニティ活動やボランティア活動・NPO活動は、住民主体のまちづくりの基盤であり、最も重要な行政課題の一つとして、推進体制の確立、活動の活性化に努めていく必要があります。

主要施策

(1) 自治会館等の計画的な整備

町民の活動拠点となる自治会館等の計画的な整備を進めています。また、利用しやすい施設とするため、自治会と協議してバリアフリー化などの改修を進めます。

(2) 自治会加入促進対策の推進

自治会の役割の重要性をPRし、加入促進対策を推進するとともに、自治会長連合会と連携しその活動を支援していきます。

(3) 新しい時代のコミュニティづくりの推進

コミュニティや住民自治に関する啓発・学習機会の拡充を進め、町民のコミュニティ意識の高揚に努めるとともに、各種講座への参加支援や人的支援の強化等を通じて、コミュニティリーダーの育成に努めます。

(4) ボランティア活動・NPO活動の促進支援

ボランティア活動やNPO活動に関する総合窓口を整備するなど、相談・情報提供体制を充実するとともに、今後もボランティア団体・NPO法人等の様々な活動に対する支援に努めます。

(5) 各活動主体間のネットワークと連携促進の支援

住民主体によるまちづくりが幅広く展開できるよう、活動主体となっているボランティア団体、NPO法人、地域コミュニティ組織などのネットワーク化を促進し、地域内の多様な連携づくりを図ります。

成果指標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
自治会への加入率	%	78.2	80.0
地域コミュニティ施設整備の状況 満足度	%	46.6	50.0

3. 協働のまちづくりの推進

施策の方針

町民と行政による新たなパートナーシップ構築のため、情報の共有化を図りながら、多様な分野において住民参画・協働のまちづくりを推進します。

現状と課題

今後ますます高度化、多様化する行政ニーズに的確に対応し、地方分権時代にふさわしい個性的で自立したまちづくりを進めていくためには、これまで以上に住民参画、町民と行政の協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠な要件となります。

本町では、これまで町民との対話を重視したまちづくりを進めてきましたが、今後一層、町民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進していくためには、地域協働に関する総合的な指針や推進体制の確立、さらには多様な広報広聴活動の展開や意見公募（パブリックコメント）制度の充実など、地域協働のまちづくりを推進する仕組みづくりを再構築することが必要です。

主要施策

(1) 地域協働の指針・体制の確立

住民団体・ボランティア・NPO法人と行政とが自立した対等なパートナーシップが築けるように、地域協働のまちづくり推進に関する総合的な指針を策定するとともに、町民と行政がお互いに情報を共有することができる仕組みづくりを進めます。

(2) 情報公開の推進

公正で開かれた町政を推進するため、公文書管理の充実を進めつつ、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき政策決定プロセスを含めた情報公開を推進します。

(3) 広報・広聴活動の充実

ホームページを各課担当職員により即时に作成・更新できるシステムをの確立を図るため、担当職員への研修を実施します。また、パソコンを保有していない家庭等がまだまだ多いことから、町民を対象とした、パソコン研修を一層充実させ、ホームページを利用して情報取得のできる家庭等を増やします。

さらに、町民が意見・要望を気軽に提案できるよう広聴活動の充実に努めます。

(4) 多様な分野における町民及び民間の参画・協働の促進

行政計画策定等への参画・協働として計画策定審議委員等の一般公募、ワークショップやパブリックコメントの導入などを進めるとともに、施策・事業の実施結果をチェックする行政評価等への住民参画・協働を促進します。また、文化行事やイベントの企画・運営等への町民の参画・協働を促進するとともに、指定管理者制度の導入など公共施設の整備・管理等への町民及び民間の参画・協働を促進します。

成果指標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
民間活力導入(指定管理者制度)事業数	施設	36	40

4. 自立した自治体経営の推進

施策の方針

地方分権・地域主権時代にふさわしい真に自立・持続可能な行政経営の確立に向け、町民の理解・協力を得ながら全町体制で行政改革を強力に推進します。

現状と課題

＜行政＞

本町において、町民の生活の多様化・高度化等への対応が迫られる中、自ら考え、自ら実行する自立した自治体としての行政運営への大きな変革が求められており、行政と町民が協働して取り組む行政改革の推進が最重要課題となっています。

これまで、行政改革大綱や集中改革プラン等に基づき、大胆に行政改革に取り組んできましたが、将来にわたって持続可能な行政構造を創りあげるため、なお一層の改革が必要となっています。

また、限られた資源で、さらなる厳しい環境変化への的確に対応するためには、職員一人ひとりの可能性や能力を最大限に引き出すための仕組みを体系化し、組織としての計画的な人材育成や職場の活性化を推進していくことが必要となります。その実現のためには、これから時代に「求められる職員像」を明確にした上で、長期的、総合的な視点で計画的に人材育成を推進する必要があります。

＜財政＞

財政を取り巻く環境は、「三位一体の改革」による財政構造の改革をはじめ、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づく新たな指標（健全化判断比率）による比較・評価が始まるとともに、監査・議会報告並びに公表が義務づけられています。

また、「地方公会計改革」の取り組みが進んでおり、発生主義・複式簿記、連結ベースなど新たな視点に立った運営手法の導入・

推進が始まっています。

今後、健全かつ恒久的な運営を維持し、責任ある行政サービスを提供していくためには、諸制度の充実、P D C A サイクルの確立など運営機能の強化を図り、計画的な諸施策の推進と簡素で効率的な行財政運営に努めていく必要があります。

<広域行政>

地方分権の推進や少子高齢化、高度情報化など社会経済情勢の推移は、地方公共団体に効率化を求め、町域を超える広域的な取り組みが必要となる課題が増えてきています。

こうした広域的な課題について、本町は、周辺自治体と一部事務組合を構成し、事務事業の共同処理で対応したり、西多摩地域8市町村で構成する「西多摩地域広域行政圏協議会」による共同事業で対応するなど、広域事業で大きな成果をあげています。

今後とも、国や東京都との連携に加え、周辺自治体と協力及び連携を図り、共通する事務事業の共同処理や共同実施を推進していく必要があります。

主要施策

<行政>

(1) 組織機構改革の推進・定員の適正化

業務の一元化や行政組織の効率化を進めるなど、新しい行政ニーズに対応した組織機構の改革を行うとともに、柔軟な組織運営を進めます。

また、定員適正化計画に基づき、民間委託の推進、事務処理の効率化及び事務事業の見直し等により、計画的に定員の適正化を図ります。

(2) 職員の人材育成等の推進

多様化する行政需要の担い手である職員には、政策形成能力、法務能力等がこれから一層求められるため、「求められる職員像」を明確にし、その実現に向けて目標管理制度の導入のもと、多様な研修機会の提供や研修レベルの向上を図り、人材の計画的育成に取り組みます。

(3) 行政手続きの透明化・民間活力の活用

公平で効率的な行政運営を図るため、行政手続きの一層の透明化に努めるとともに、監査体制の充実に努めます。また、多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、行政事務のアウトソーシングや指定管理者制度の導入等を進めるなど、民間活力の活用による効率的な事務事業の運営に努めます。

(4) 施策・事業のP D C Aサイクルの構築と長期総合計画の進捗管理

顧客主義、成果主義など民間経営理念・手法導入の視点に立ち、行政評価システムの研究・導入を検討するとともに、本長期総合計画に基づく政策・施策・事業の計画・実施・評価・見直しのP D C Aサイクルの構築を図ります。また、これにより、本長期総合計画に掲げた成果指標の達成状況評価を中心に、実施計画により毎年度進捗管理を行い、本計画に掲げた施策・事業の確実な達成に努めます。

(5) 公共施設の管理及び計画的な修繕・改修

町民の利便性の向上と災害時の防災拠点施設としての機能を保持するため、公共施設の管理及び計画的な修繕・改修を進めます。

<財政>

(1) 公会計制度の整備と効率的な財政運営の確立

特別会計を含めて財務4表の作成・開示など公会計制度の整備を図ります。また、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減に努めます。さらに、事業評価に基づく「枠配分」方式の実施や事務事業の検証を強化するなど、効率的な財政運営を図ります。

(2) 安定的な財源確保

国・都支出金等特定財源については、行財政制度の動向等を適確に把握し補助制度の有効活用を図るとともに、町税においては適正な課税・収税に努め、受益者負担の考え方も再検討し、適正化・公平化により自主財源の確保と充実に努めます。

また、公有財産の整理を行い、財産の有効活用を図り、整理された未利用地等について計画的な売却により財源確保に努めます。

<広域行政>

(1) 広域行政の推進

今後とも西多摩地域広域行政圏協議会に参画し、幅広い分野で広域行政を推進します。また、三多摩地城市町村と共同で資源リサイクル事業等に取り組んでいきます。

(2) 多様な広域連携の推進

近隣自治体との文化・スポーツ施設等の相互利用やネットワーク化、イベント等のソフト事業の共催など、広域行政の枠組みにとらわれない多様な連携を推進します。

(3) 国・都との連携強化

国・都との役割・機能の分担を財源を含めて調整し、多様な分野で連携を強めて総合的な地域の発展を推進します。

成 果 指 標

指標名	単位	平成20年度 (実績)	平成26年度 (目標)
公会計制度の整備	%	50	100
効率的な財政運営の確立（P D C A サイクル）	%	50	75
安定的な財源確保	%	50	75

